

外国株式インデックス e  
追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2023年11月8日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

外国株式インデックス e の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2023 年 11 月 7 日に関東財務局長に提出しており、2023 年 11 月 8 日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

## 目次

第一部 【証券情報】 .....	1
(1) 【ファンドの名称】 .....	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	1
(4) 【発行（売出）価格】 .....	1
(5) 【申込手数料】 .....	1
(6) 【申込単位】 .....	1
(7) 【申込期間】 .....	2
(8) 【申込取扱場所】 .....	2
(9) 【払込期日】 .....	2
(10) 【払込取扱場所】 .....	2
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	2
(12) 【その他】 .....	2
第二部 【ファンド情報】 .....	4
第1 【ファンドの状況】 .....	4
1 【ファンドの性格】 .....	4
2 【投資方針】 .....	12
3 【投資リスク】 .....	20
4 【手数料等及び税金】 .....	23
5 【運用状況】 .....	27
第2 【管理及び運営】 .....	36
1 【申込（販売）手続等】 .....	36
2 【換金（解約）手続等】 .....	37
3 【資産管理等の概要】 .....	38
4 【受益者の権利等】 .....	43
第3 【ファンドの経理状況】 .....	44
1 【財務諸表】 .....	47
2 【ファンドの現況】 .....	104
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	105
第三部 【委託会社等の情報】 .....	106
第1 【委託会社等の概況】 .....	106
1 【委託会社等の概況】 .....	106
2 【事業の内容及び営業の概況】 .....	107
3 【委託会社等の経理状況】 .....	108
4 【利害関係人との取引制限】 .....	130
5 【その他】 .....	130
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

外国株式インデックス e

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコ

ース)で再投資する場合は1口単位です。

(7)【申込期間】

2023年11月8日から2024年5月7日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込

みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### <信託金限度額>

上限 1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり ( )	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
一般	年2回					
大型株						
中小型株	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI) クサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))	ロング・ショート型/絶対収益追求型
債券	年6回 (隔月)	北米				
一般						
公債						
社債		欧州				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア				
クレジット属性						
( )	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))						
資産複合 ( )		エマージング				
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

## <商品分類表定義>

### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分表定義>

### [投資対象資産による属性区分]

#### (1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

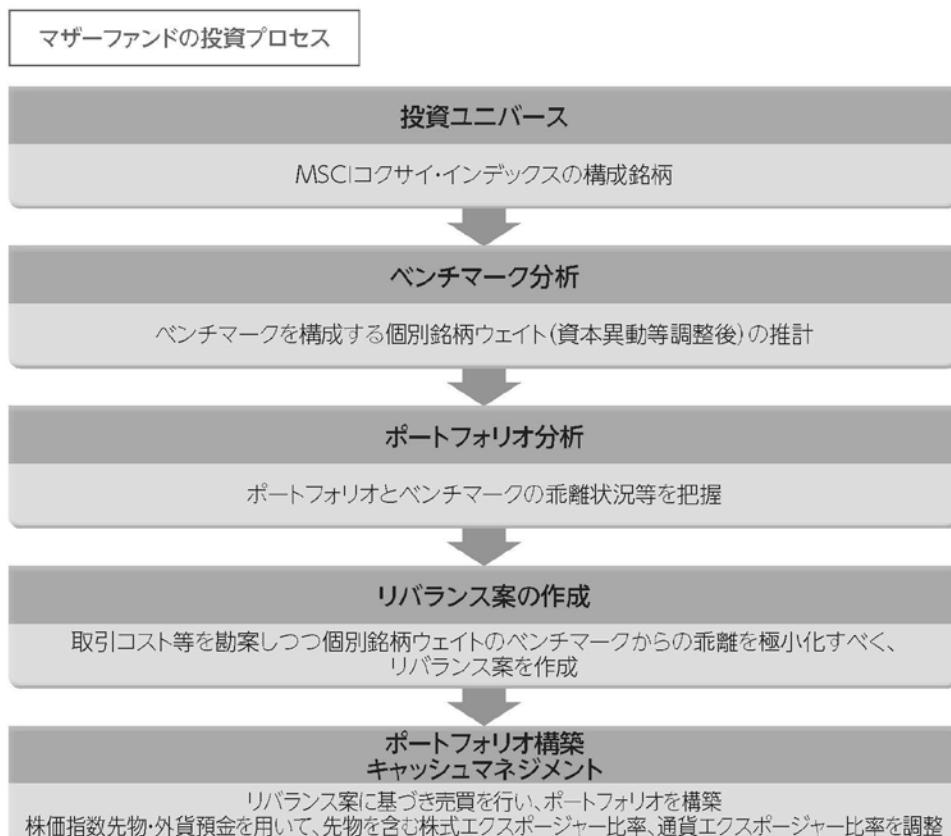
◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

#### <ファンドの特色>

わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### MSCIコクサイ・インデックスとは

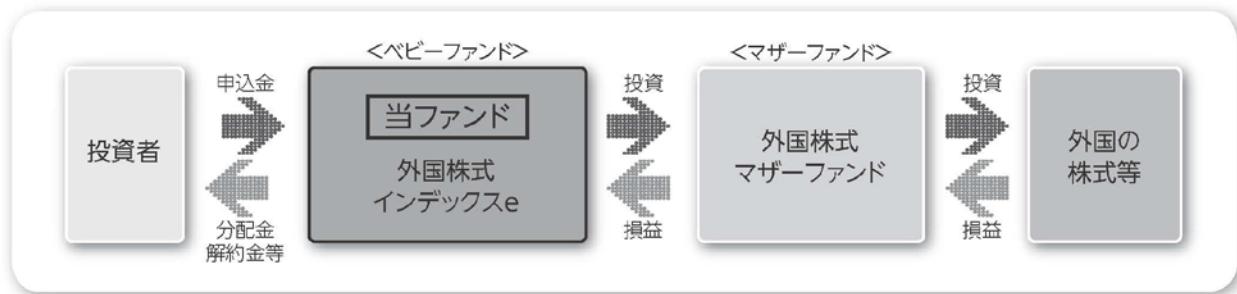
MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベーピーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



## 分配方針

●年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。

ただし、分配を行わないことがあります。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

●株式への実質投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

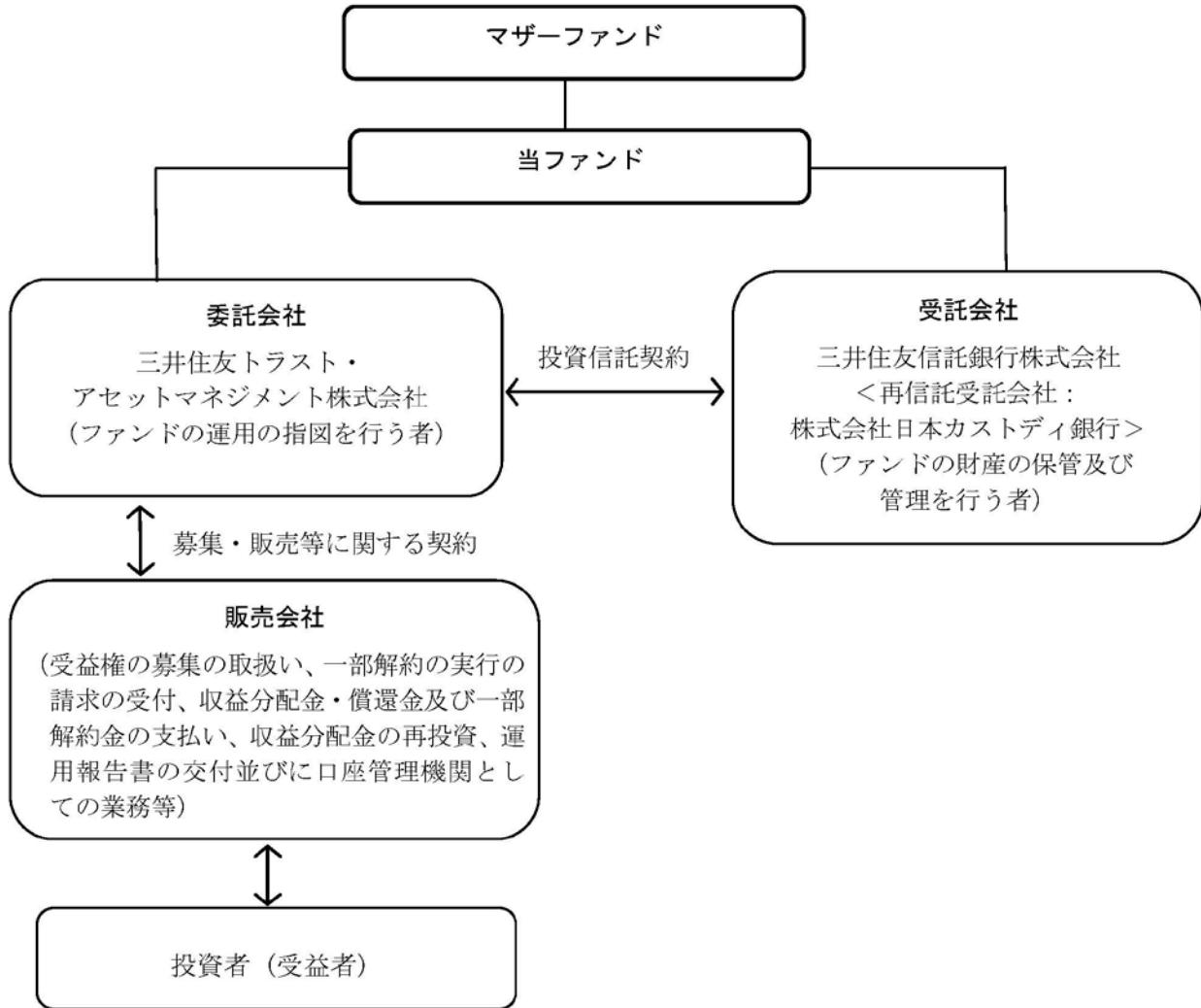
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2010年4月6日	信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始
2012年4月1日	当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継 当ファンドの名称をCMAM外国株式インデックスeから外国株式インデックスeに変更
	当ファンドの主要投資対象である中央三井外国株式マザーファンドの名称を外国株式マザーファンドに変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①当ファンドの仕組み及び関係法人



#### ②委託会社の概況（2023年8月31日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 運用方針

当ファンドは、わが国を除く世界の主要国の株式に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### ② 投資態度

- A. 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- D. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- F. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- G. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる通貨、異なる受取金利又は異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- I. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

### (2) 【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 1. 有価証券
  - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限ります。）
  - 3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - 4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

## ② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から 11. までの証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## ③ 運用指図できる金融商品

- A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

#### B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (参考) マザーファンドの概要

#### 「外国株式マザーファンド」の概要

##### 1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

- ① M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている国の中の株式に投資を行い、同指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

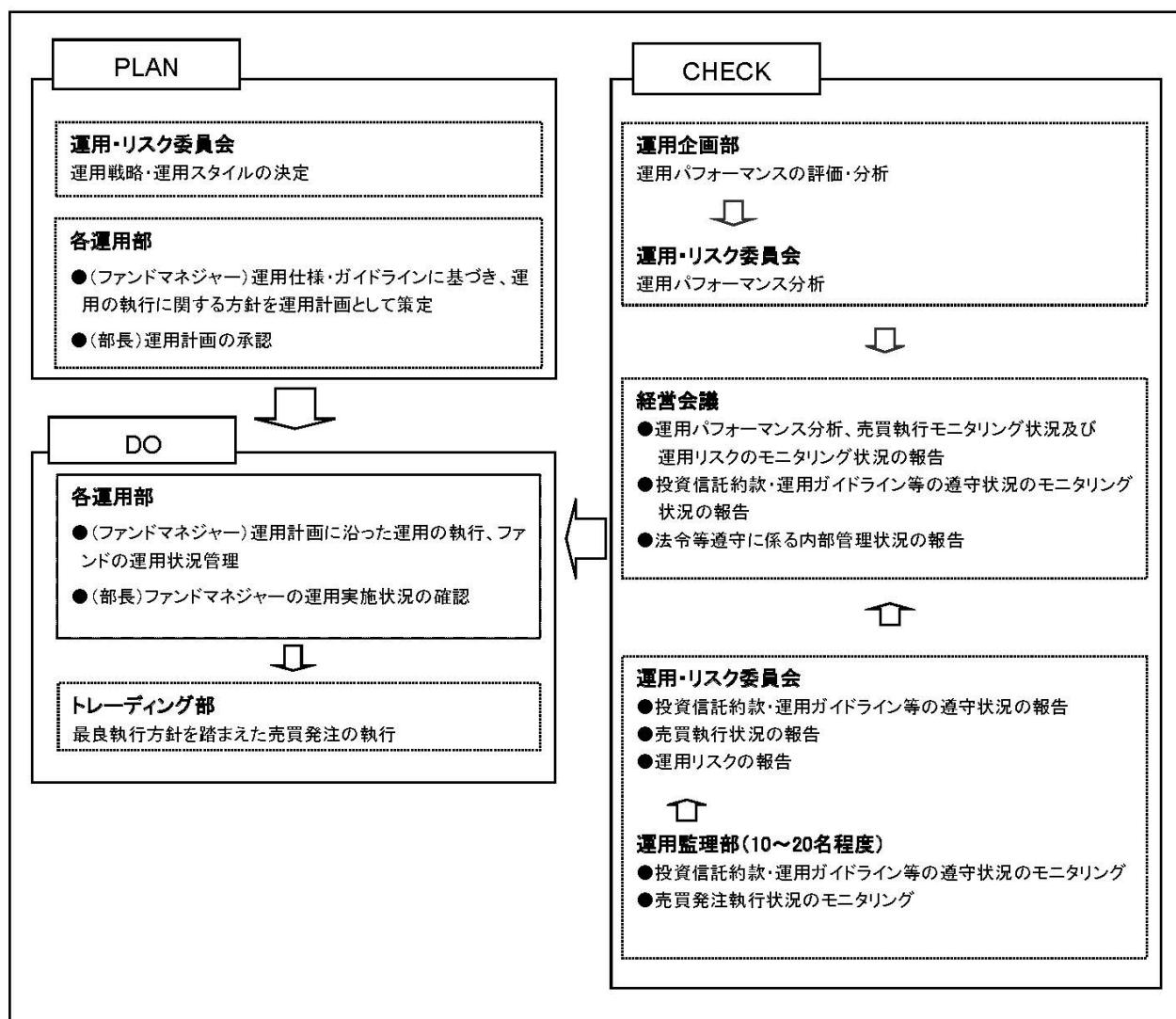
##### 3. 投資制限

- ① 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
  - ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### ＜約款に定める投資制限＞

- A. 外貨建資産への投資割合  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- B. 株式への投資割合  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- C. 新株引受権証券等への投資割合  
新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- D. 同一銘柄の株式への投資割合  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合  
同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合  
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- G. 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- H. 投資する株式等の範囲
  - イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所

等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### I. 信用取引の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### J. 先物取引等の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### K. スワップ取引の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図することができます。
- ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### L. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### M. 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次のa. 及びb. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### N. 公社債の空売りの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記O. の規定により借り入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### O. 公社債の借り入れの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ. 上記イ. の借り入れの指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 上記イ. の借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### P. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### Q. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンド

の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) を含みます。) の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### R. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### S. 再投資の指図

委託会社は、上記R. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### T. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### U. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### V. 利害関係人等との取引等

イ. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ. 及び下記ロ. において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記I. からO. まで及びQ. からT. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ. 受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ. 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財

産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記I. からO. まで及びQ. からT. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ. 上記イ. からハ. までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

W. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

X. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ＜関連法令に基づく投資制限＞

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### （1）ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### ① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

##### ③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ④ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

##### <その他の留意点>

- ① ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

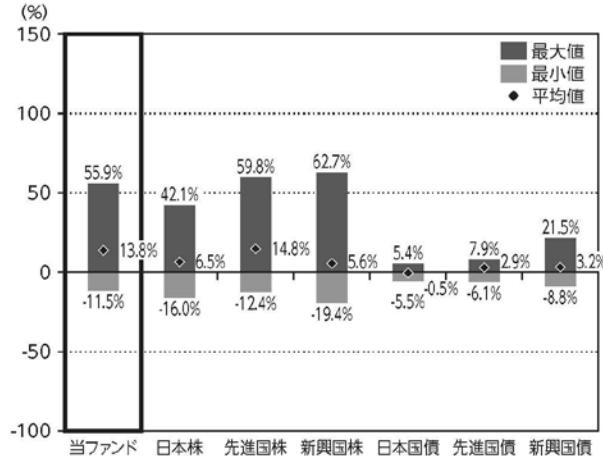
## [参考情報]



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2018年9月～2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指標について

日本株 TOPIX(東証株価指数) (配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標の指標値及び同指標に係る権利又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウ及び同指標に係る権利又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指標は、信頼性が高いとみなす情報を基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は料金を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

### (2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.55%（税抜 0.5%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.187% (税抜 0.17%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.297% (税抜 0.27%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.066% (税抜 0.06%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料  
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料  
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料  
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用  
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

###### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税率（内訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

###### ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

###### ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択し

たものに限ります。) 及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

## 二. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率 (所得税のみ)
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

### ③ 個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

### ④ 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年8月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.58%	0.56%	0.02%

※対象期間は2022年2月8日～2023年2月7日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

以下は、2023年8月31日現在の状況について記載しております。

### 【外国株式インデックス e】

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	25,137,147,988	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,508,047	0.05
合計(純資産総額)		25,149,656,035	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	4,464,381,769	4.7067	21,012,505,673	5.6306	25,137,147,988	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### ① 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期計算期間末	(2014年2月7日)	9,828,626,717	9,841,242,663	15,581	15,601

第 5 期計算期間末	(2015 年 2 月 9 日)	14,354,266,016	14,368,619,353	20,001	20,021
第 6 期計算期間末	(2016 年 2 月 8 日)	13,137,038,380	13,137,038,380	17,626	17,626
第 7 期計算期間末	(2017 年 2 月 7 日)	14,292,478,294	14,292,478,294	20,284	20,284
第 8 期計算期間末	(2018 年 2 月 7 日)	15,631,827,576	15,631,827,576	23,594	23,594
第 9 期計算期間末	(2019 年 2 月 7 日)	15,281,483,361	15,281,483,361	23,634	23,634
第 10 期計算期間末	(2020 年 2 月 7 日)	17,371,592,734	17,371,592,734	28,536	28,536
第 11 期計算期間末	(2021 年 2 月 8 日)	17,478,318,458	17,478,318,458	31,831	31,831
第 12 期計算期間末	(2022 年 2 月 7 日)	20,600,400,302	20,600,400,302	39,267	39,267
第 13 期計算期間末	(2023 年 2 月 7 日)	21,616,966,229	21,616,966,229	41,864	41,864
	2022 年 8 月末日	21,441,814,207	—	41,273	—
	9 月末日	20,368,665,089	—	39,233	—
	10 月末日	22,288,948,328	—	42,972	—
	11 月末日	21,585,398,466	—	41,685	—
	12 月末日	20,217,741,620	—	39,113	—
	2023 年 1 月末日	20,948,236,346	—	40,569	—
	2 月末日	21,586,154,124	—	41,973	—
	3 月末日	21,444,669,516	—	41,744	—
	4 月末日	21,913,264,472	—	42,874	—
	5 月末日	22,825,378,631	—	44,855	—
	6 月末日	24,496,597,432	—	48,366	—
	7 月末日	24,786,020,423	—	49,081	—
	8 月末日	25,149,656,035	—	49,918	—

## ②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 4 期計算期間	2013 年 2 月 8 日～2014 年 2 月 7 日	20
第 5 期計算期間	2014 年 2 月 8 日～2015 年 2 月 9 日	20
第 6 期計算期間	2015 年 2 月 10 日～2016 年 2 月 8 日	0
第 7 期計算期間	2016 年 2 月 9 日～2017 年 2 月 7 日	0
第 8 期計算期間	2017 年 2 月 8 日～2018 年 2 月 7 日	0
第 9 期計算期間	2018 年 2 月 8 日～2019 年 2 月 7 日	0
第 10 期計算期間	2019 年 2 月 8 日～2020 年 2 月 7 日	0
第 11 期計算期間	2020 年 2 月 8 日～2021 年 2 月 8 日	0
第 12 期計算期間	2021 年 2 月 9 日～2022 年 2 月 7 日	0
第 13 期計算期間	2022 年 2 月 8 日～2023 年 2 月 7 日	0

## ③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)

第4期計算期間	2013年2月8日～2014年2月7日	26.1
第5期計算期間	2014年2月8日～2015年2月9日	28.5
第6期計算期間	2015年2月10日～2016年2月8日	△11.9
第7期計算期間	2016年2月9日～2017年2月7日	15.1
第8期計算期間	2017年2月8日～2018年2月7日	16.3
第9期計算期間	2018年2月8日～2019年2月7日	0.2
第10期計算期間	2019年2月8日～2020年2月7日	20.7
第11期計算期間	2020年2月8日～2021年2月8日	11.5
第12期計算期間	2021年2月9日～2022年2月7日	23.4
第13期計算期間	2022年2月8日～2023年2月7日	6.6
第14期中間計算期間	2023年2月8日～2023年8月7日	15.1

(注) 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注) 2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第4期計算期間	2013年2月8日～2014年2月7日	5,239,758,022	4,428,898,195	6,307,973,102
第5期計算期間	2014年2月8日～2015年2月9日	2,785,918,651	1,917,223,027	7,176,668,726
第6期計算期間	2015年2月10日～2016年2月8日	2,079,900,731	1,803,356,760	7,453,212,697
第7期計算期間	2016年2月9日～2017年2月7日	995,980,634	1,403,115,027	7,046,078,304
第8期計算期間	2017年2月8日～2018年2月7日	631,339,901	1,052,212,421	6,625,205,784
第9期計算期間	2018年2月8日～2019年2月7日	421,410,204	580,818,180	6,465,797,808
第10期計算期間	2019年2月8日～2020年2月7日	290,970,704	669,180,960	6,087,587,552
第11期計算期間	2020年2月8日～2021年2月8日	298,276,269	894,914,548	5,490,949,273
第12期計算期間	2021年2月9日～2022年2月7日	217,812,460	462,570,903	5,246,190,830
第13期計算期間	2022年2月8日～2023年2月7日	161,082,162	243,714,163	5,163,558,829
第14期中間計算期間	2023年2月8日～2023年8月7日	67,437,197	184,162,584	5,046,833,442

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

外国株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	299,208,028,721	68.03
	イギリス	17,427,828,498	3.96
	カナダ	14,509,293,155	3.30
	フランス	13,815,519,257	3.14
	スイス	13,725,310,751	3.12

	ドイツ	10,399,041,100	2.36
	オーストラリア	8,179,591,843	1.86
	オランダ	8,142,976,973	1.85
	アイルランド	8,038,740,564	1.83
	デンマーク	4,008,793,880	0.91
	スウェーデン	3,539,790,063	0.80
	スペイン	3,164,206,077	0.72
	イタリア	2,322,708,084	0.53
	香港	2,182,979,439	0.50
	フィンランド	1,378,768,675	0.31
	シンガポール	1,327,853,598	0.30
	ジャージー	1,179,084,786	0.27
	ベルギー	926,331,734	0.21
	イスラエル	849,415,530	0.19
	ノルウェー	800,738,047	0.18
	キュラソー	675,650,288	0.15
	バミューダ	674,829,023	0.15
	ケイマン	630,332,600	0.14
	ニュージーランド	328,391,743	0.07
	ルクセンブルク	240,704,425	0.05
	ポルトガル	239,299,707	0.05
	オーストリア	221,856,624	0.05
	リベリア	186,324,026	0.04
	パナマ	133,501,643	0.03
	マン島	72,756,091	0.02
	小計	418,530,646,945	95.16
投資信託受益証券	オーストラリア	80,222,931	0.02
	香港	29,330,140	0.01
	小計	109,553,071	0.02
投資証券	アメリカ	7,300,544,535	1.66
	オーストラリア	514,706,556	0.12
	シンガポール	173,642,106	0.04
	フランス	156,698,477	0.04
	イギリス	146,293,323	0.03
	香港	108,901,478	0.02
	カナダ	45,836,567	0.01
	ベルギー	30,530,079	0.01
	小計	8,477,153,121	1.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,699,376,686	2.89
合計(純資産総額)		439,816,729,823	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	9,194,090,365	2.09
	買建	カナダ	447,506,640	0.10
	買建	ドイツ	1,885,160,183	0.43
	買建	イギリス	584,492,916	0.13
	買建	オーストラリア	447,205,213	0.10

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	2,215,395,515	0.50

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	851,971	22,213.61	18,925,354,025	27,434.43	23,373,338,762	5.31
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	380,818	37,677.34	14,348,211,883	48,069.09	18,305,577,762	4.16
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	497,664	14,988.55	7,459,264,992	19,747.23	9,827,487,461	2.23
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	134,765	31,775.59	4,282,238,346	72,023.96	9,706,310,048	2.21
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	321,272	15,082.18	4,845,483,238	19,865.65	6,382,279,034	1.45
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	155,903	28,696.33	4,473,845,220	37,558.77	5,855,526,478	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	288,636	15,127.31	4,366,287,404	20,019.16	5,778,251,998	1.31
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア	120,840	27,386.74	3,309,413,665	43,143.62	5,213,475,041	1.19

			ア・娯楽						
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	70,808	45,192.20	3,199,969,854	52,786.97	3,737,739,913	0.85
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	50,890	69,525.79	3,538,167,665	71,861.68	3,657,041,201	0.83
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	220,546	16,333.93	3,602,383,281	16,210.65	3,575,195,338	0.81
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	44,149	49,912.02	2,203,565,774	80,116.13	3,537,047,377	0.80
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	159,595	20,741.97	3,310,316,238	21,660.99	3,456,986,018	0.79
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	88,397	33,541.37	2,964,956,850	35,998.82	3,182,188,222	0.72
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	131,556	23,871.15	3,140,393,140	23,937.32	3,149,098,859	0.72
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	22,554	88,348.75	1,992,617,916	130,451.33	2,942,199,432	0.67
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	129,053	20,697.66	2,671,095,838	22,520.64	2,906,357,186	0.66
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	46,026	54,516.17	2,509,161,521	60,513.64	2,785,200,887	0.63
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	54,734	48,041.45	2,629,500,888	48,338.10	2,645,737,894	0.60
スイス	株式	NESTLE SA - REGISTERED	食品・飲料・タバコ	145,547	18,549.20	2,699,780,645	17,700.15	2,576,204,256	0.59
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	89,502	20,598.44	1,843,601,624	27,627.59	2,472,725,455	0.56
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	99,272	24,763.84	2,458,356,648	23,418.31	2,324,783,066	0.53
アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	138,498	15,233.23	2,109,773,181	16,112.70	2,231,577,002	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	22,022	99,329.11	2,187,425,687	97,614.28	2,149,661,850	0.49
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	96,407	21,192.81	2,043,135,481	21,684.38	2,090,526,408	0.48
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	75,312	25,154.91	1,894,466,688	26,473.89	1,993,802,056	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	224,668	8,796.18	1,976,220,987	8,840.71	1,986,225,533	0.45

			コ						
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウエア・サービス	24,896	55,158.49	1,373,225,842	79,731.63	1,984,998,710	0.45
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	24,265	75,411.47	1,829,859,469	79,278.41	1,923,690,667	0.44
フランス	株式	LVMH	耐久消費財・アパレル	14,940	130,146.57	1,944,389,785	128,511.35	1,919,959,718	0.44

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### 四. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	4.97
		素材	3.92
		資本財	6.52
		商業・専門サービス	1.52
		運輸	1.79
		自動車・自動車部品	2.15
		耐久消費財・アパレル	1.58
		消費者サービス	2.05
		メディア・娯楽	5.88
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.36
		生活必需品流通・小売り	1.67
		食品・飲料・タバコ	3.79
		家庭用品・パーソナル用品	1.71
		ヘルスケア機器・サービス	4.32
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.38
		銀行	5.11
		金融サービス	6.39
		保険	2.95
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		ソフトウェア・サービス	9.16
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.70
		電気通信サービス	1.11
		公益事業	2.67
		半導体・半導体製造装置	6.09
		不動産管理・開発	0.33
		小計	95.16
投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.93

合計	97.11
----	-------

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額(現地通貨)	帳簿価額(円)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	278	アメリカドル	62,033,012.4	9,069,226,413	62,887,075	9,194,090,365	2.09
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	17	カナダドル	4,102,738.5	443,095,758	4,143,580	447,506,640	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	32	スイスフラン	3,595,794	598,627,785	3,554,880	591,816,422	0.13
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOX	買建	187	ユーロ	8,140,913.4	1,301,243,597	8,091,490	1,293,343,761	0.29
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	26	オーストラリアドル	4,646,282	440,374,608	4,718,350	447,205,213	0.10
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	42	イギリスポンド	3,165,272.5	588,582,421	3,143,280	584,492,916	0.13

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	11,396,600.00	1,648,834,389	1,664,147,383	0.38
	カナダドル	買建	400,000.00	43,027,600	43,193,640	0.01
	ユーロ	買建	1,970,000.00	311,040,505	314,535,318	0.07
	イギリスポンド	買建	620,000.00	113,677,660	115,147,714	0.03
	スイスフラン	買建	300,000.00	49,857,240	49,941,090	0.01
	オーストラリアドル	買建	300,000.00	28,367,250	28,430,370	0.01

(注 1) 評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 《参考情報》

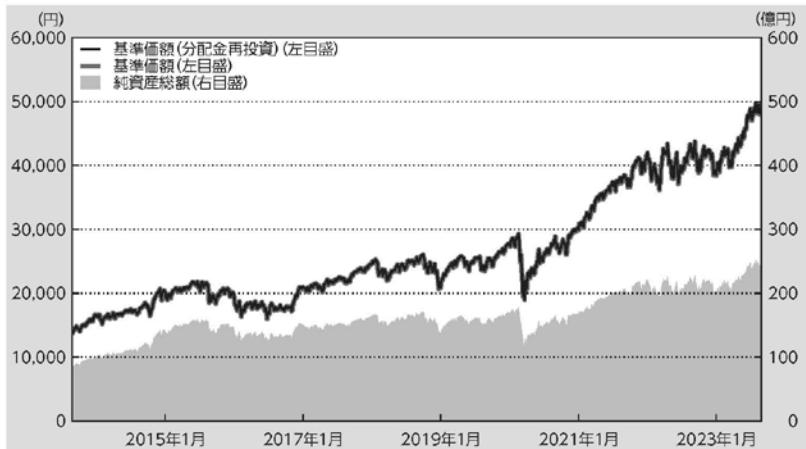
交付目論見書に記載するファンドの運用実績



## 運用実績

当初設定日：2010年4月6日  
作成基準日：2023年8月31日

### 基準価額・純資産の推移



基 準 価 額	49,918円
純 資 産 総 額	251.50億円

分配の推移	
(1万口当たり、税引前)	分配金
2019年2月	0円
2020年2月	0円
2021年2月	0円
2022年2月	0円
2023年2月	0円
設定来 分配金合計額	40円

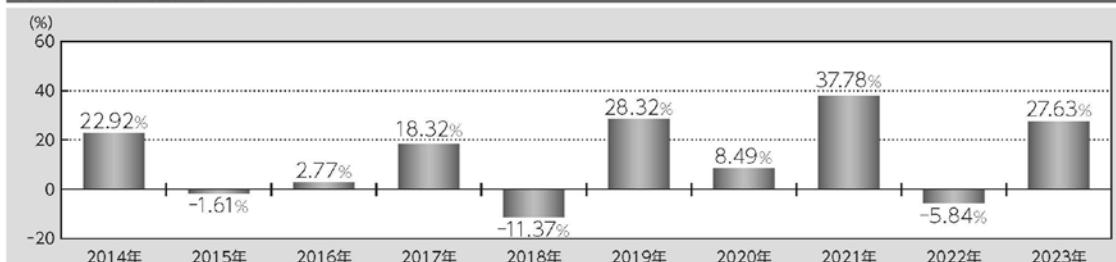
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.3%
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4.2%
AMAZON.COM	アメリカ	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.2%
NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	2.2%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.5%
TESLA INC	アメリカ	株式	自動車・自動車部品	1.3%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.3%
META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.2%
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融サービス	0.8%
UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	0.8%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2023年は年初から作成基準日までの收益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### <申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

#### <申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### <受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### <申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### <その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## 2 【換金（解約）手続等】

#### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

#### <一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### <受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとし

ます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### <一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、及びすでに受けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### <その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

A. 親投資信託受益証券（外国株式マザーファンド）の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

B. 外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）の評価方法

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。（2010年4月6日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2010年4月6日から2011年2月7日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

## (1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

- ①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。
- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
  - ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
  - ・やむを得ない事情が発生した場合
- ②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。
- ③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。
- ④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

## (2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

- 委託会社は上記①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。
- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

## <投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

### (1) 投資信託約款の変更等

- 委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。
- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
  - ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

### (2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

- 委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。
- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、

当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

#### <関係法人との契約の更改手続き>

- ・ 委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の 3 ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間延長され、その後も同様とします。

#### <公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④ 上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### (4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2022年2月8日から2023年2月7日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤知弘  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックスeの2022年2月8日から2023年2月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国株式インデックスeの2023年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【外国株式インデックス e】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 12 期 (2022 年 2 月 7 日現在)	第 13 期 (2023 年 2 月 7 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	70,806,985	71,305,638
親投資信託受益証券	20,590,154,372	21,606,089,660
未収入金	9,258,606	5,429,033
流動資産合計	20,670,219,963	21,682,824,331
<b>資産合計</b>	<b>20,670,219,963</b>	<b>21,682,824,331</b>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,774,932	6,235,444
未払受託者報酬	6,896,404	7,083,885
未払委託者報酬	50,573,583	51,948,425
未払利息	101	85
その他未払費用	574,641	590,263
流動負債合計	69,819,661	65,858,102
<b>負債合計</b>	<b>69,819,661</b>	<b>65,858,102</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,246,190,830	5,163,558,829
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金 (△) (分配準備積立金)	15,354,209,472 10,772,643,104	16,453,407,400 11,603,554,910
<b>元本等合計</b>	<b>20,600,400,302</b>	<b>21,616,966,229</b>
<b>純資産合計</b>	<b>20,600,400,302</b>	<b>21,616,966,229</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,670,219,963</b>	<b>21,682,824,331</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2021年2月9日 至 2022年2月7日	第13期 自 2022年2月8日 至 2023年2月7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	215	227
有価証券売買等損益	4,125,904,033	1,472,589,954
<b>営業収益合計</b>	<b>4,125,904,248</b>	<b>1,472,590,181</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	18,827	18,476
受託者報酬	13,086,122	13,887,411
委託者報酬	95,964,753	101,840,908
その他費用	1,090,387	1,157,159
<b>営業費用合計</b>	<b>110,160,089</b>	<b>116,903,954</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>4,015,744,159</b>	<b>1,355,686,227</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>4,015,744,159</b>	<b>1,355,686,227</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>4,015,744,159</b>	<b>1,355,686,227</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	218,941,308	31,749,257
期首剰余金又は期首次損金（△）	11,987,369,185	15,354,209,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	583,197,295	488,840,401
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	583,197,295	488,840,401
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,013,159,859	713,579,443
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,013,159,859	713,579,443
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>15,354,209,472</b>	<b>16,453,407,400</b>

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第12期 (2022年2月7日現在)	第13期 (2023年2月7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,246,190,830口	5,163,558,829口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3,9267円 (39,267円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4,1864円 (41,864円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2021年2月9日 至 2022年2月7日	第13期 自 2022年2月8日 至 2023年2月7日	
分配金の計算過程		
項目	A	288,105,378円
費用控除後の配当等収益額	B	3,508,697,473円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	C	4,581,566,368円
収益調整金額	D	6,975,840,253円
分配準備積立金額	E=A+B+C+D	15,354,209,472円
当ファンドの分配対象収益額	F	5,246,190,830円
当ファンドの期末残存口数	G=E/F×10,000	29,267円
1万口当たり収益分配対象額	H	一円
1万口当たり分配金額	I=F×H/10,000	一円
収益分配金額		

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

	第13期 自 2022年2月8日 至 2023年2月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第13期 (2023年2月7日現在)
--	-----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第12期 自 2021年2月9日 至 2022年2月7日	第13期 自 2022年2月8日 至 2023年2月7日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,490,949,273円	5,246,190,830円
期中追加設定元本額	217,812,460円	161,082,162円
期中一部解約元本額	462,570,903円	243,714,163円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 (2022年2月7日現在)	第13期 (2023年2月7日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,980,606,836	1,460,205,897
合計	3,980,606,836	1,460,205,897

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	4,590,398,925	21,606,089,660	
	合計	4,590,398,925	21,606,089,660	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

### 外国株式マザーファンド

#### 貸借対照表

		2023年2月7日現在
項目		金額(円)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		4,361,799,943
コール・ローン		1,124,361,731
株式		345,293,899,124
投資信託受益証券		136,822,849
投資証券		8,131,009,420
派生商品評価勘定		360,163,607
未収入金		186,514
未取配当金		191,501,171
差入委託証拠金		3,758,335,805
流動資産合計		363,358,080,164
<b>資産合計</b>		363,358,080,164
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定		1,956,974
前受金		354,395,295
未払解約金		158,700,079
未払利息		1,342
流動負債合計		515,053,690
<b>負債合計</b>		515,053,690
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		

元本	77,088,948,086
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	285,754,078,388
元本等合計	362,843,026,474
純資産合計	362,843,026,474
負債純資産合計	363,358,080,164

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年2月7日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 株価指教先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p>

(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
(3) 為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2023年2月7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数		77,088,948,086 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.7068 円 (47,068 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

		2023年2月7日現在
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

		2023年2月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

## いての補足説明

提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

区分	2023年2月7日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年2月8日
期首元本額	72,792,232,380円
期中追加設定元本額	9,437,807,674円
期中一部解約元本額	5,141,091,968円
期末元本額	77,088,948,086円
期末元本額の内訳	
外国株式インデックスファンド	1,485,776,750円
DC外国株式インデックスファンド	5,045,532,031円
DC外国株式インデックスファンドL	28,049,485,746円
DCバランスファンド30	621,136,969円
DCバランスファンド50	1,259,321,397円
DCバランスファンド70	865,168,121円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	279,189,599円
外国株式インデックスe	4,590,398,925円
インデックスコレクション(外国株式)	16,706,604,881円
インデックスコレクション(バランス株式30)	3,235,132,956円
インデックスコレクション(バランス株式50)	1,117,346,267円
インデックスコレクション(バランス株式70)	1,153,021,797円
私募外国株式パッシブファンド(適格機関投資家専用)	5,242,265,687円
外国株式パッシブファンド私募A(適格機関投資家専用)	1,441,530,471円
外国株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	362,031,511円
バランスVA30(適格機関投資家専用)	18,591,787円
バランスVA50(適格機関投資家専用)	219,631,865円
VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	27,505,443円
VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	60,725,018円
VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	115,746,727円
バランスVA25(適格機関投資家専用)	202,113,721円
バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	166,406,367円
バランスVA50L(適格機関投資家専用)	3,259,097,357円
バランスVA75(適格機関投資家専用)	354,420,698円
VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	86,408,620円
VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	532,389,256円
VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	10,677,711円
バランスVA40(適格機関投資家専用)	67,117,434円
VAバランスファンド2(株40/100)(適格機関投資家専用)	69,158,761円
VAバランス50-50(適格機関投資家専用)	224,544,364円
VAファンド25(適格機関投資家専用)	7,640,161円
バランスVA25L(適格機関投資家専用)	54,562,738円
VAバランス20-80(適格機関投資家専用)	153,374,933円

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2023年2月7日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△22,285,004,978
投資信託受益証券	△6,184,561
投資証券	△955,472,998
合計	△23,246,662,537

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 株式関連

(2023年2月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	8,848,415,405	—	9,202,810,700 354,395,295
	合計	8,848,415,405	—	9,202,810,700 354,395,295

## (注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

(2023年2月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル ユーロ イギリスポンド 売建 アメリカドル	999,542,788	—	1,003,353,136 3,810,348
		781,083,208	—	784,901,716 3,818,508
		170,339,040	—	170,628,000 288,960
		48,120,540	—	47,823,420 △297,120
		72,900,355	—	72,899,365 990
		72,900,355	—	72,899,365 990
		1,072,443,143	—	1,076,252,501 3,811,338

## (注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	17,739	42.02	745,392.78	
	BAKER HUGHES CO	52,525	31.66	1,662,941.50	
	CHENIERE ENERGY INC	11,711	148.35	1,737,326.85	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	5,333	82.86	441,892.38	
	CHEVRON CORP	98,959	169.64	16,787,404.76	
	CONOCOPHILLIPS	67,949	107.49	7,303,838.01	
	COTERRA ENERGY INC	41,058	23.81	977,590.98	
	DEVON ENERGY CORPORATION	32,866	60.14	1,976,561.24	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	8,771	137.12	1,202,679.52	
	EOG RESOURCES INC	31,440	123.83	3,893,215.20	
	EQT CORPORATION	17,321	29.98	519,283.58	
	EXXON MOBIL	221,643	111.73	24,764,172.39	
	HALLIBURTON CO	47,084	38.31	1,803,788.04	
	HESS CORP	14,466	137.30	1,986,181.80	
	HF SINCLAIR CORP	8,443	52.40	442,413.20	
	KINDER MORGAN INC	105,760	18.17	1,921,659.20	
	MARATHON OIL CORP	36,460	25.79	940,303.40	
	MARATHON PETROLEUM CORP	25,887	116.41	3,013,505.67	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	48,140	61.55	2,963,017.00	
	ONEOK INC	22,489	68.20	1,533,749.80	
	OVINTIV INC	13,202	44.98	593,825.96	
	PHILLIPS 66	24,974	98.08	2,449,449.92	
	PIONEER NATURAL RESOURCES	11,882	218.40	2,595,028.80	
	SCHLUMBERGER	75,878	53.09	4,028,363.02	
	TARGA RESOURCES CORP	11,099	72.53	805,010.47	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	350	1,914.37	670,029.50	

VALERO ENERGY CORP	21,220	128.09	2,718,069.80
WILLIAMS COS	63,260	31.70	2,005,342.00
AIR PRODUCTS&CHEMICALS	11,569	283.03	3,274,374.07
ALBEMARLE CORP	6,375	276.81	1,764,663.75
ALCOA CORP	9,533	52.02	495,906.66
AMCOR PLC	82,838	11.93	988,257.34
AVERY DENNISON CORP	4,144	178.54	739,869.76
BALL CORP	17,147	58.69	1,006,357.43
CELANESE CORP-SERIES A	5,419	122.12	661,768.28
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	10,379	85.99	892,490.21
CLEVELAND-CLIFFS INC	27,048	20.84	563,680.32
CORTEVA INC	37,593	60.70	2,281,895.10
CROWN HOLDINGS INC	6,218	88.01	547,246.18
DOW INC	38,891	60.09	2,336,960.19
DUPONT DE NEMOURS INC	26,140	72.36	1,891,490.40
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	6,266	89.99	563,877.34
ECOLAB INC	13,900	151.69	2,108,491.00
FMC CORP	6,569	126.13	828,547.97
FREEPORT-MCMORAN INC	76,831	42.95	3,299,891.45
INT'L PAPER CO	17,345	40.54	703,166.30
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,928	112.76	1,570,521.28
LINDE PLC	26,593	322.86	8,585,815.98
LYONDELLBASELL INDU-CL A	13,234	98.79	1,307,386.86
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,168	356.90	1,130,659.20
MOSAIC CO/THE	18,682	50.14	936,715.48
NEWMONT CORPORATION	41,716	47.60	1,985,681.60
NUCOR CORP	14,180	169.87	2,408,756.60
PACKAGING CORP OF AMERICA	5,174	142.59	737,760.66
PPG INDUSTRIES INC	12,407	129.44	1,605,962.08
RPM INTERNATIONAL INC	6,687	90.83	607,380.21
SEALED AIR CORP	7,368	53.93	397,356.24
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	12,783	243.03	3,106,652.49
STEEL DYNAMICS INC	9,667	123.51	1,193,971.17
VULCAN MATERIALS CO	6,735	181.59	1,223,008.65
WESTLAKE CORP	2,096	122.86	257,514.56
WESTROCK CO	14,176	34.16	484,252.16

3 M COMPANY	29,781	116.50	3,469,486.50
AERCAP HOLDINGS NV	7,161	61.47	440,186.67
ALLEGION PLC	4,638	120.87	560,595.06
AMETEK INC	11,723	147.09	1,724,336.07
BOEING CO	30,150	206.81	6,235,321.50
CARLISLE COS INC	2,870	246.73	708,115.10
CARRIER GLOBAL CORP	45,054	46.15	2,079,242.10
CATERPILLAR	28,191	251.42	7,087,781.22
CUMMINS INC	7,320	250.90	1,836,588.00
DEERE&CO	15,514	410.23	6,364,308.22
DOVER CORP	7,491	156.46	1,172,041.86
EATON CORP	20,840	162.35	3,383,374.00
EMERSON ELECTRIC CO	30,697	90.43	2,775,929.71
FASTENAL CO	29,312	53.22	1,559,984.64
FERGUSON PLC	11,566	144.38	1,669,899.08
FORTIVE CORP	18,487	68.94	1,274,493.78
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	6,412	64.38	412,804.56
GENERAC HOLDINGS INC	2,918	121.39	354,216.02
GENERAL DYNAMICS CORP	12,120	232.35	2,816,082.00
GENERAL ELECTRIC CO	58,757	82.35	4,838,638.95
GRAINGER (WW) INC	2,333	674.28	1,573,095.24
HEICO CORP	2,252	171.77	386,826.04
HEICO CORP-CLASS A	4,228	134.37	568,116.36
HONEYWELL INTL INC	35,975	204.04	7,340,339.00
HOWMET AEROSPACE INC	18,227	39.96	728,350.92
HUBBELL INC	2,787	242.20	675,011.40
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	1,993	222.01	442,465.93
IDEX CORP	3,918	225.27	882,607.86
ILLINOIS TOOL WORKS	16,624	242.17	4,025,834.08
INGERSOLL-RAND INC	20,847	56.39	1,175,562.33
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	9,600	53.91	517,536.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	36,781	65.82	2,420,925.42
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	9,818	212.33	2,084,655.94
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,584	268.41	425,161.44
LOCKHEED MARTIN CORP	12,759	469.10	5,985,246.90
MASCO CORP	12,110	54.32	657,815.20

NORDSON CORP	2, 536	243. 98	618, 733. 28	
NORTHROP GRUMMAN CORP	7, 890	448. 96	3, 542, 294. 40	
OTIS WORLDWIDE CORP	21, 403	83. 67	1, 790, 789. 01	
OWENS CORNING	4, 965	99. 61	494, 563. 65	
PACCAR INC	18, 859	110. 44	2, 082, 787. 96	
PARKER HANNIFIN CORP	6, 957	348. 99	2, 427, 923. 43	
PENTAIR PLC	7, 637	58. 23	444, 702. 51	
PLUG POWER INC	29, 085	16. 48	479, 320. 80	
QUANTA SERVICES INC	7, 500	152. 72	1, 145, 400. 00	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	78, 822	97. 64	7, 696, 180. 08	
ROCKWELL AUTOMATION INC	5, 882	287. 72	1, 692, 369. 04	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	7, 602	52. 63	400, 093. 26	
SMITH (A. O. ) CORP	6, 846	67. 49	462, 036. 54	
SNAP-ON INC	2, 772	257. 42	713, 568. 24	
STANLEY BLACK&DECKER	8, 223	92. 17	757, 913. 91	
TEXTRON	10, 911	74. 06	808, 068. 66	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	12, 377	185. 02	2, 289, 992. 54	
TRANSDIGM GROUP INC	2, 661	720. 35	1, 916, 851. 35	
UNITED RENTALS INC	3, 678	453. 96	1, 669, 664. 88	
WABTEC CORP	9, 109	104. 82	954, 805. 38	
XYLEM INC	9, 354	104. 05	973, 283. 70	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	7, 038	96. 22	677, 196. 36	
CINTAS CORP	4, 794	438. 91	2, 104, 134. 54	
CLARIVATE PLC	15, 370	11. 00	169, 070. 00	
COPART INC	23, 382	68. 05	1, 591, 145. 10	
COSTAR GROUP INC	20, 926	75. 73	1, 584, 725. 98	
EQUIFAX INC	6, 176	222. 21	1, 372, 368. 96	
JACOBS SOLUTIONS INC	6, 625	124. 92	827, 595. 00	
LEIDOS HOLDINGS	6, 940	98. 34	682, 479. 60	
REPUBLIC SERVICES INC	12, 099	123. 89	1, 498, 945. 11	
ROBERT HALF INTL INC	5, 212	84. 77	441, 821. 24	
ROLLINS INC	10, 710	35. 66	381, 918. 60	
TRANSUNION	10, 758	70. 78	761, 451. 24	
VERISK ANALYTICS INC	8, 140	176. 93	1, 440, 210. 20	
WASTE CONNECTIONS INC	13, 987	132. 93	1, 859, 291. 91	
WASTE MANAGEMENT INC	21, 458	151. 82	3, 257, 753. 56	

C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,274	102.95	645,908.30	
CSX CORP	112,980	32.05	3,621,009.00	
DELTA AIR LINES INC	7,841	39.64	310,817.24	
EXPEDITORS INTL WASH INC	8,512	114.35	973,347.20	
FEDEX CORP	12,818	210.59	2,699,342.62	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	54,628	3.46	189,012.88	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,321	197.08	851,582.68	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	7,000	61.07	427,490.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	12,643	246.46	3,115,993.78	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	4,932	369.57	1,822,719.24	
SOUTHWEST AIRLINES CO	6,754	36.02	243,279.08	
U-HAUL HOLDING CO	5,076	61.62	312,783.12	
UBER TECHNOLOGIES INC	77,563	33.90	2,629,385.70	
UNION PACIFIC CORP	33,370	208.96	6,972,995.20	
UNITED PARCEL SERVICE B	39,101	188.76	7,380,704.76	
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	5,000	22.25	111,250.00	
APTIV PLC	14,148	114.95	1,626,312.60	
BORGWARNER INC	11,533	46.97	541,705.01	
FORD MOTOR COMPANY	205,843	13.14	2,704,777.02	
GENERAL MOTORS CO	71,910	41.34	2,972,759.40	
LEAR CORP	2,989	140.45	419,805.05	
LUCID GROUP INC	20,820	11.96	249,007.20	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	18,190	20.22	367,801.80	
TESLA INC	141,703	194.76	27,598,076.28	
DR HORTON INC	17,138	98.18	1,682,608.84	
GARMIN LTD	7,784	98.46	766,412.64	
HASBRO INC	7,256	60.53	439,205.68	
LENNAR CORP-CL A	12,818	102.73	1,316,793.14	
LULULEMON ATHLETICA INC	6,033	311.32	1,878,193.56	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,830	121.75	344,552.50	
NEWELL BRANDS INC	17,598	15.52	273,120.96	
NIKE B	67,434	125.73	8,478,476.82	
NVR INC	164	5,149.44	844,508.16	
PULTE GROUP INC	12,386	57.48	711,947.28	
VF CORP	16,318	28.66	467,673.88	
WHIRLPOOL CORP	3,060	149.98	458,938.80	

AIRBNB INC-CLASS A	19, 773	118. 35	2, 340, 134. 55	
ARAMARK	11, 643	43. 86	510, 661. 98	
BOOKING HOLDINGS INC	2, 119	2, 469. 95	5, 233, 824. 05	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	12, 243	53. 50	655, 000. 50	
CARNIVAL CORPORATION	57, 539	11. 87	682, 987. 93	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1, 441	1, 700. 28	2, 450, 103. 48	
DARDEN RESTAURANTS INC	6, 041	149. 79	904, 881. 39	
DOMINO'S PIZZA INC	1, 797	355. 98	639, 696. 06	
EXPEDIA GROUP INC	8, 454	119. 07	1, 006, 617. 78	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	14, 280	146. 23	2, 088, 164. 40	
LAS VEGAS SANDS CORP	19, 449	57. 85	1, 125, 124. 65	
MARRIOTT INTL A	14, 322	172. 32	2, 467, 967. 04	
MCDONALD'S CORP	39, 216	267. 92	10, 506, 750. 72	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	18, 299	41. 24	754, 650. 76	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	12, 881	69. 09	889, 948. 29	
STARBUCKS CORP	61, 325	105. 02	6, 440, 351. 50	
VAIL RESORTS INC	2, 160	255. 54	551, 966. 40	
WYNN RESORTS LTD	5, 210	102. 94	536, 317. 40	
YUM BRANDS INC	14, 772	129. 06	1, 906, 474. 32	
ACTIVISION BLIZZARD INC	40, 755	71. 58	2, 917, 242. 90	
ALPHABET INC-CL A	318, 772	102. 90	32, 801, 638. 80	
ALPHABET INC-CL C	294, 920	103. 47	30, 515, 372. 40	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5, 839	404. 59	2, 362, 401. 01	
COMCAST CORP-CL A	234, 890	39. 51	9, 280, 503. 90	
DISH NETWORK CORPORATION-A	12, 603	14. 66	184, 759. 98	
ELECTRONIC ARTS INC	14, 435	112. 19	1, 619, 462. 65	
FOX CORP - CLASS A	15, 560	33. 97	528, 573. 20	
FOX CORP- CLASS B	6, 975	31. 81	221, 874. 75	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	22, 646	39. 33	890, 667. 18	
LIBERTY BROADBAND-C	7, 402	93. 45	691, 716. 90	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	9, 885	71. 00	701, 835. 00	
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	7, 928	35. 75	283, 426. 00	
LIBERTY SIRIUSXM-A	3, 171	36. 01	114, 187. 71	
LIVE NATION ENTERTAINMENT	8, 618	79. 78	687, 544. 04	
MATCH GROUP INC	14, 456	47. 46	686, 081. 76	
META PLATFORMS INC-CLASS A	121, 381	186. 06	22, 584, 148. 86	

NETFLIX INC	23,727	361.48	8,576,835.96	
NEWS CORP-CLASS A	22,307	20.77	463,316.39	
OMNICOM GROUP	10,921	91.05	994,357.05	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	30,808	24.06	741,240.48	
PINTEREST INC- CLASS A	30,404	27.89	847,967.56	
ROBLOX CORP -CLASS A	18,226	38.99	710,631.74	
ROKU INC	6,927	62.21	430,928.67	
SEA LTD-ADR	19,867	66.26	1,316,387.42	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	47,096	4.99	235,009.04	
SNAP INC - A	62,654	12.07	756,233.78	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	8,959	105.56	945,712.04	
THE WALT DISNEY CO	97,194	109.87	10,678,704.78	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	23,690	52.34	1,239,934.60	
WARNER BROS DISCOVERY INC	122,994	15.40	1,894,107.60	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	14,227	28.72	408,599.44	
ADVANCE AUTO PARTS	3,129	151.67	474,575.43	
AMAZON.COM	486,498	102.18	49,710,365.64	
AUTOZONE INC	1,035	2,425.88	2,510,785.80	
BATH & BODY WORKS INC	13,789	46.02	634,569.78	
BEST BUY COMPANY INC	10,832	87.97	952,891.04	
BURLINGTON STORES INC	3,549	230.50	818,044.50	
CARMAX INC	7,628	77.86	593,916.08	
CHEWY INC - CLASS A	3,947	48.17	190,126.99	
DOLLAR GENERAL CORP	12,157	228.34	2,775,929.38	
DOLLAR TREE INC	11,506	150.97	1,737,060.82	
DOORDASH INC - A	12,079	59.68	720,874.72	
EBAY	29,667	49.98	1,482,756.66	
ETSY INC	6,573	144.54	950,061.42	
GENUINE PARTS CO	7,768	169.18	1,314,190.24	
HOME DEPOT	54,487	329.27	17,940,934.49	
LKQ CORP	13,325	56.39	751,396.75	
LOWES COMPANIES	33,164	215.87	7,159,112.68	
MERCADOLIBRE INC	2,390	1,175.44	2,809,301.60	
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	3,383	809.45	2,738,369.35	
POOL CORP	2,087	392.04	818,187.48	
ROSS STORES INC	18,500	115.71	2,140,635.00	

TARGET (DAYTON HUDSON)	24,705	173.84	4,294,717.20	
TJX COMPANIES INC	60,838	80.15	4,876,165.70	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	5,763	232.42	1,339,436.46	
ULTA BEAUTY INC	2,749	518.00	1,423,982.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	23,606	515.59	12,171,017.54	
KROGER CO	35,291	44.54	1,571,861.14	
SYSSCO CORP	25,975	76.91	1,997,737.25	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	40,229	36.28	1,459,508.12	
WALMART INC	80,349	140.68	11,303,497.32	
ALTRIA GROUP INC	96,590	46.96	4,535,866.40	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	30,271	82.56	2,499,173.76	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	15,737	66.65	1,048,871.05	
BUNGE LIMITED	7,221	99.58	719,067.18	
CAMPBELL SOUP CO (US)	9,742	52.08	507,363.36	
COCA-COLA CO	218,827	60.17	13,166,820.59	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	12,052	55.07	663,703.64	
CONAGRA BRANDS INC	26,163	36.91	965,676.33	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	8,272	231.99	1,919,021.28	
DARLING INGREDIENTS INC	8,500	66.40	564,400.00	
GENERAL MILLS INC	31,192	77.18	2,407,398.56	
HERSHEY FOODS CORPORATION	7,990	240.53	1,921,834.70	
HORMEL FOODS CORP	15,714	45.64	717,186.96	
JM SMUCKER CO	5,275	151.63	799,848.25	
KELLOGG CO	13,898	69.01	959,100.98	
KEURIG DR PEPPER INC	41,374	35.22	1,457,192.28	
KRAFT HEINZ CO/THE	39,077	39.93	1,560,344.61	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	8,000	99.14	793,120.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	13,652	75.32	1,028,268.64	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	10,122	53.58	542,336.76	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	73,446	66.17	4,859,921.82	
MONSTER BEVERAGE CORP	20,515	102.82	2,109,352.30	
PEPSICO INC	73,517	171.82	12,631,690.94	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	82,717	101.81	8,421,417.77	
TYSON FOODS INC	14,778	61.08	902,640.24	
CHURCH & DWIGHT CO INC	12,611	83.29	1,050,370.19	
CLOROX COMPANY	6,394	152.57	975,532.58	

COLGATE-PALMOLIVE CO	41,461	73.85	3,061,894.85	
ESTEE LAUDER CO-CL A	12,383	261.17	3,234,068.11	
KIMBERLY-CLARK CORP	17,528	130.39	2,285,475.92	
PROCTER & GAMBLE CO	126,953	141.40	17,951,154.20	
ABBOTT LABORATORIES	93,365	110.75	10,340,173.75	
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,719	342.46	1,273,608.74	
AMERISOURCEBERGEN CORP	8,245	154.49	1,273,770.05	
BAXTER INTERNATIONAL	26,594	45.16	1,200,985.04	
BECKTON DICKINSON & CO	15,316	250.16	3,831,450.56	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	74,629	47.66	3,556,818.14	
CARDINAL HEALTH	14,569	77.03	1,122,250.07	
CENTENE CORP	29,946	71.01	2,126,465.46	
CIGNA CORP	16,011	288.44	4,618,212.84	
CVS HEALTH CORP	70,212	85.25	5,985,573.00	
DAVITA INC	3,582	83.95	300,708.90	
DENTSPLY SIRONA INC	10,094	38.09	384,480.46	
DEXCOM INC	20,381	106.73	2,175,264.13	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	32,184	79.09	2,545,432.56	
ELEVANCE HEALTH INC	12,828	478.67	6,140,378.76	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	19,005	71.86	1,365,699.30	
HCA HEALTHCARE INC	12,224	253.52	3,099,028.48	
HENRY SCHEIN INC	7,493	86.23	646,121.39	
HOLOGIC INC	12,961	84.34	1,093,130.74	
HUMANA INC	6,570	486.22	3,194,465.40	
IDEXX LABORATORIES INC	4,442	485.53	2,156,724.26	
INSULET CORP	3,546	292.17	1,036,034.82	
INTUITIVE SURGICAL INC	19,141	248.98	4,765,726.18	
LABORATORY CRP OF AMER	4,533	244.50	1,108,318.50	
MASIMO CORP	2,735	169.07	462,406.45	
MCKESSON CORP	7,488	358.13	2,681,677.44	
MEDTRONIC PLC	71,130	85.24	6,063,121.20	
MOLINA HEALTHCARE INC	3,016	299.05	901,934.80	
NOVOCURE LTD	4,504	91.89	413,872.56	
QUEST DIAGNOSTICS	6,246	145.39	908,105.94	
RESMED INC	7,602	221.46	1,683,538.92	
STERIS PLC	5,122	214.64	1,099,386.08	

STRYKER CORP	18,246	271.48	4,953,424.08	
TELEFLEX INC	2,672	253.41	677,111.52	
THE COOPER COS INC	2,561	346.44	887,232.84	
UNITEDHEALTH GROUP INC	49,740	475.24	23,638,437.60	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,898	144.94	564,976.12	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	7,693	174.07	1,339,120.51	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	10,564	128.52	1,357,685.28	
ABBVIE INC	94,161	145.02	13,655,228.22	
AGILENT TECHNOLOGIES	15,996	152.24	2,435,231.04	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	6,156	224.14	1,379,805.84	
AMGEN	28,568	243.85	6,966,306.80	
AVANTOR INC	34,993	23.42	819,536.06	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,027	469.69	482,371.63	
BIO-TECHNE CORP	8,884	75.57	671,363.88	
BIOGEN INC	7,534	288.28	2,171,901.52	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	10,231	112.18	1,147,713.58	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	113,962	74.53	8,493,587.86	
CATALENT INC	8,308	67.00	556,636.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	2,641	246.91	652,089.31	
DANAHER CORP	36,857	263.75	9,721,033.75	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	20,778	13.79	286,528.62	
EXACT SCIENCES CORP	9,063	67.14	608,489.82	
GILEAD SCIENCES INC	67,061	86.36	5,791,387.96	
HORIZON THERAPEUTICS PLC	11,362	110.25	1,252,660.50	
ILLUMINA INC	8,558	208.70	1,786,054.60	
INCYTE CORP	10,628	84.36	896,578.08	
IQVIA HOLDINGS INC	10,091	232.31	2,344,240.21	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	3,254	153.13	498,285.02	
JOHNSON & JOHNSON	139,834	163.36	22,843,282.24	
LILLY (ELI) & CO	42,999	337.66	14,519,042.34	
MERCK & CO	134,895	104.03	14,033,126.85	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,168	1,555.98	1,817,384.64	
MODERNA INC	17,875	170.27	3,043,576.25	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,708	105.02	494,434.16	
PERKINELMER INC	6,426	137.90	886,145.40	
PFIZER	298,935	43.76	13,081,395.60	

REGENERON PHARMACEUTICALS	5,745	780.86	4,486,040.70
REPLIGEN CORP	2,737	192.02	525,558.74
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	18,093	38.27	692,419.11
SEAGEN INC	7,007	136.00	952,952.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	56,857	10.73	610,075.61
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	20,870	576.17	12,024,667.90
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	13,754	304.87	4,193,181.98
VIATRIS INC	63,857	12.05	769,476.85
WATERS CORP	3,306	337.04	1,114,254.24
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,764	268.17	1,009,391.88
ZOETIS INC	24,431	164.93	4,029,404.83
BANK OF AMERICA CORP	385,185	36.37	14,009,178.45
CITIGROUP	103,674	50.86	5,272,859.64
CITIZENS FINANCIAL GROUP	25,193	43.78	1,102,949.54
FIFTH THIRD BANCORP	37,082	37.24	1,380,933.68
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	673	778.30	523,795.90
FIRST HORIZON CORP	27,858	24.69	687,814.02
FIRST REPUBLIC BANK/CA	9,486	142.27	1,349,573.22
HUNTINGTON BANCSHARES INC	78,770	15.36	1,209,907.20
JPMORGAN CHASE & CO	155,995	141.92	22,138,810.40
KEY CORP	48,984	19.78	968,903.52
M & T BANK CORP	9,606	157.78	1,515,634.68
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	22,042	163.00	3,592,846.00
REGIONS FINL CORP	49,382	23.69	1,169,859.58
SIGNATURE BANK	3,120	134.85	420,732.00
SVB FINANCIAL GROUP	3,137	316.13	991,699.81
TRUIST FINANCIAL CORP	69,336	49.60	3,439,065.60
US BANCORP	73,483	48.95	3,596,992.85
WEBSTER FINANCIAL CORP	8,680	55.13	478,528.40
WELLS FARGO & CO	202,346	47.68	9,647,857.28
ALLY FINANCIAL INC	18,129	33.44	606,233.76
AMERICAN EXPRESS	34,115	176.48	6,020,615.20
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,866	351.03	2,059,141.98
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	20,242	72.14	1,460,257.88
ARES MANAGEMENT CORP - A	8,035	84.62	679,921.70
BANK NEW YORK CO	40,567	50.54	2,050,256.18

BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	69,208	308.43	21,345,823.44	
BLACKROCK INC	8,057	742.38	5,981,355.66	
BLACKSTONE INC	37,747	95.72	3,613,142.84	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	20,406	117.64	2,400,561.84	
CARLYLE GROUP INC/THE	10,351	36.31	375,844.81	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,992	126.25	756,490.00	
CME GROUP INC	18,867	174.76	3,297,196.92	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,291	74.59	469,245.69	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	14,285	117.15	1,673,487.75	
EQUITABLE HOLDINGS INC	18,461	31.80	587,059.80	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,972	426.88	841,807.36	
FRANKLIN RESOURCES INC	14,748	32.12	473,705.76	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,286	50.50	115,443.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	18,247	370.80	6,765,987.60	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	28,992	108.32	3,140,413.44	
INVESTCO LTD	19,405	19.41	376,651.05	
KKR & CO INC	29,454	56.02	1,650,013.08	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,096	237.20	971,571.20	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,112	350.72	740,720.64	
MOODY'S CORP	8,574	314.52	2,696,694.48	
MORGAN STANLEY	68,817	98.90	6,806,001.30	
MSCI INC	4,355	553.40	2,410,057.00	
NASDAQ INC	17,953	59.30	1,064,612.90	
NORTHERN TRUST CORP	10,018	97.46	976,354.28	
PRICE T ROWE GROUP INC	11,505	122.53	1,409,707.65	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	10,135	112.27	1,137,856.45	
S&P GLOBAL INC	18,208	368.66	6,712,561.28	
SCHWAB (CHARLES) CORP	77,757	79.86	6,209,674.02	
SEI INVESTMENTS COMPANY	6,289	63.16	397,213.24	
STATE STREET CORP	20,021	90.73	1,816,505.33	
SYNCHRONY FINANCIAL	27,139	36.42	988,402.38	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	6,542	73.34	479,790.28	
AFLAC	31,141	69.58	2,166,790.78	
ALLSTATE CORP	14,193	134.98	1,915,771.14	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,803	136.60	519,489.80	
AMERICAN INT'L GROUP	40,246	59.96	2,413,150.16	

AON PLC	11,330	317.73	3,599,880.90	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	18,793	62.16	1,168,172.88	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	10,920	194.55	2,124,486.00	
ASSURANT INC	2,684	133.13	357,320.92	
BROWN & BROWN INC	13,365	59.01	788,668.65	
CHUBB LTD	22,362	213.85	4,782,113.70	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,751	115.28	893,535.28	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,444	244.31	352,783.64	
EVEREST RE GROUP LTD	2,065	345.79	714,056.35	
FNF GROUP	12,836	43.96	564,270.56	
GLOBE LIFE INC	4,559	121.49	553,872.91	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	16,673	75.24	1,254,476.52	
LINCOLN NATIONAL CORP	8,416	34.52	290,520.32	
LOEWS CORP	10,482	61.44	644,014.08	
MARKEL CORP	702	1,354.57	950,908.14	
MARSH & MCLENNAN COS	26,009	172.25	4,480,050.25	
METLIFE INC	35,762	70.09	2,506,558.58	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	12,725	91.56	1,165,101.00	
PROGRESSIVE CORP	31,370	137.67	4,318,707.90	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	19,312	102.10	1,971,755.20	
TRAVELERS COS INC/THE	12,320	185.99	2,291,396.80	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	6,009	253.73	1,524,663.57	
WR BERKLEY CORP	11,919	68.31	814,186.89	
CBRE GROUP INC-A	16,391	85.63	1,403,561.33	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	64,300	4.89	314,427.00	
WEYERHAEUSER CO	40,664	34.25	1,392,742.00	
ZILLOW GROUP INC-C	7,537	44.82	337,808.34	
ACCENTURE PLC-CL A	33,739	284.48	9,598,070.72	
ADOBE INC	24,968	375.23	9,368,742.64	
AFFIRM HOLDINGS INC	8,787	17.01	149,466.87	
AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	8,949	87.49	782,948.01	
ANSYS INC	4,382	272.43	1,193,788.26	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,805	206.86	373,382.30	
AUTODESK INC	11,280	218.34	2,462,875.20	
AUTOMATIC DATA PROCESS	22,247	223.47	4,971,537.09	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	11,819	40.91	483,515.29	

BILL.COM HOLDINGS INC	4,833	95.33	460,729.89	
BLACK KNIGHT INC	8,009	60.37	483,503.33	
BLOCK INC	27,502	82.55	2,270,290.10	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	5,961	149.03	888,367.83	
CADENCE DESIGN SYSTEMS	14,780	185.91	2,747,749.80	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	6,963	74.01	515,331.63	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	5,676	125.51	712,394.76	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	12,921	56.65	731,974.65	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	26,353	66.83	1,761,170.99	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	10,526	109.42	1,151,754.92	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,100	142.97	300,237.00	
DATADOG INC - CLASS A	12,954	76.96	996,939.84	
DOCUSIGN INC	9,538	62.95	600,417.10	
DROPBOX INC-CLASS A	16,505	23.44	386,877.20	
DYNATRACE INC	10,480	46.33	485,538.40	
EPAM SYSTEMS INC	3,061	367.86	1,126,019.46	
FAIR ISAAC CORP	1,345	673.45	905,790.25	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	32,939	73.09	2,407,511.51	
FISERV INC	32,679	106.40	3,477,045.60	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	3,879	210.74	817,460.46	
FORTINET INC	34,510	51.99	1,794,174.90	
GARTNER INC	4,134	340.93	1,409,404.62	
GEN DIGITAL INC	29,838	21.30	635,698.59	
GLOBAL PAYMENTS INC	15,111	111.17	1,679,889.87	
GODADDY INC - CLASS A	8,747	81.14	709,731.58	
HUBSPOT INC	2,233	359.93	803,723.69	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	48,259	136.18	6,571,910.62	
INTUIT INC	14,332	414.99	5,947,636.68	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,514	177.69	624,402.66	
MASTERCARD INC-CLASS A	45,913	372.97	17,124,171.61	
MICROSOFT CORP	375,818	256.77	96,498,787.86	
MONGODB INC	3,415	218.44	745,972.60	
OKTA INC	7,338	76.34	560,182.92	
ORACLE CORP	85,380	88.53	7,558,691.40	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	93,706	8.31	778,696.86	
PALO ALTO NETWORKS INC	15,597	156.23	2,436,719.31	

PAYCHEX INC	16,816	116.66	1,961,754.56
PAYCOM SOFTWARE INC	2,625	329.69	865,436.25
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,200	218.29	480,238.00
PAYPAL HOLDINGS INC	58,880	82.33	4,847,590.40
PTC INC	5,381	131.35	706,794.35
ROPER TECHNOLOGIES INC	5,503	430.08	2,366,730.24
SALESFORCE INC	53,365	169.05	9,021,353.25
SERVICENOW INC	10,817	455.22	4,924,114.74
SNOWFLAKE INC-CLASS A	11,731	158.07	1,854,319.17
SPLUNK INC	8,652	103.81	898,164.12
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	12,962	60.69	786,663.78
SYNOPSYS INC	7,955	359.97	2,863,561.35
TOAST INC-CLASS A	13,000	23.26	302,380.00
TWILIO INC - A	7,960	61.54	489,858.40
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,028	327.50	664,170.00
UNITY SOFTWARE INC	13,116	36.93	484,373.88
VERISIGN INC	5,329	213.73	1,138,967.17
VISA INC-CLASS A SHARES	86,992	229.44	19,959,444.48
VMWARE INC-CLASS A	11,056	119.34	1,319,423.04
WESTERN UNION CO	20,387	14.04	286,233.48
WIX.COM LTD	3,273	88.68	290,249.64
WORKDAY INC-CLASS A	10,435	183.73	1,917,222.55
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	12,443	77.07	958,982.01
ZSCALER INC	4,184	133.05	556,681.20
AMPHENOL CORPORATION	31,392	81.80	2,567,865.60
APPLE INC	852,213	151.73	129,306,278.49
ARISTA NETWORKS INC	12,447	129.69	1,614,251.43
ARROW ELECTRONICS INC	3,851	129.66	499,320.66
CDW CORP/DE	7,411	200.06	1,482,644.66
CISCO SYSTEMS	220,758	47.57	10,501,458.06
COGNEX CORP	8,069	54.40	438,953.60
CORNING	43,885	35.02	1,536,852.70
DELL TECHNOLOGIES -C	14,009	40.96	573,808.64
F5 INC	2,841	146.92	417,399.72
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	66,144	16.11	1,065,579.84
HP INC	52,913	29.77	1,575,220.01

JUNIPER NETWORKS INC	16,308	30.80	502,286.40
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	9,238	179.23	1,655,726.74
MOTOROLA SOLUTIONS INC	8,739	258.24	2,256,759.36
NETAPP INC	10,843	66.08	716,505.44
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	9,880	69.75	689,130.00
TE CONNECTIVITY LTD	17,335	133.10	2,307,288.50
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,404	432.02	1,038,576.08
TRIMBLE IMS HOLDINGS	13,869	58.94	817,438.86
WESTERN DIGITAL CORP	17,228	42.25	727,883.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,892	324.70	939,032.40
AT&T INC	380,487	19.58	7,449,935.46
LIBERTY GLOBAL PLC-A	7,831	20.76	162,571.56
LIBERTY GLOBAL PLC-C	18,877	21.41	404,156.57
LUMEN TECHNOLOGIES INC	42,975	5.04	216,594.00
T-MOBILE US INC	33,588	141.97	4,768,488.36
VERIZON COMMUNICATIONS	224,058	41.28	9,249,114.24
AES CORP	34,338	26.21	899,998.98
ALLIANT ENERGY CORPORATION	12,663	53.93	682,915.59
AMEREN CORPORATION	13,199	85.90	1,133,794.10
AMERICAN ELECTRIC POWER	26,863	92.50	2,484,827.50
AMERICAN WATER WORKS CO INC	9,687	156.41	1,515,143.67
ATMOS ENERGY CORP	7,575	117.64	891,123.00
CENTERPOINT ENERGY INC	31,584	29.33	926,358.72
CMS ENERGY CORP	14,716	63.45	933,730.20
CONSOLIDATED EDISON INC	18,713	93.55	1,750,601.15
CONSTELLATION ENERGY	16,951	83.26	1,411,340.26
DOMINION ENERGY INC	44,910	61.74	2,772,743.40
DTE ENERGY COMPANY	9,793	113.82	1,114,639.26
DUKE ENERGY CORP	41,313	101.81	4,206,076.53
EDISON INTL	19,236	67.81	1,304,393.16
ENTERGY CORP	10,274	108.83	1,118,119.42
ESSENTIAL UTILITIES INC	12,969	47.46	615,508.74
EVERGY INC	11,724	62.12	728,294.88
EVERSOURCE ENERGY	18,286	81.31	1,486,834.66
EXELON CORP	51,487	40.96	2,108,907.52
FIRSTENERGY CORP	27,438	39.71	1,089,562.98

NEXTERA ENERGY INC	104, 882	75. 51	7, 919, 639. 82	
NISOURCE INC	20, 005	27. 27	545, 536. 35	
NRG ENERGY INC	12, 298	34. 68	426, 494. 64	
PG&E CORP	81, 796	15. 66	1, 280, 925. 36	
PPL CORPORATION	38, 399	28. 84	1, 107, 427. 16	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	26, 322	61. 28	1, 613, 012. 16	
SEMPRA ENERGY	16, 421	157. 64	2, 588, 606. 44	
SOUTHERN CO	58, 436	67. 90	3, 967, 804. 40	
UGI CORP	11, 512	40. 14	462, 091. 68	
VISTRA CORP	19, 603	22. 97	450, 280. 91	
WEC ENERGY GROUP INC	16, 657	93. 83	1, 562, 926. 31	
XCEL ENERGY INC	28, 707	68. 80	1, 975, 041. 60	
ADVANCED MICRO DEVICES	86, 289	83. 68	7, 220, 663. 52	
ANALOG DEVICES	27, 563	177. 55	4, 893, 810. 65	
APPLIED MATERIALS	46, 054	117. 69	5, 420, 095. 26	
BROADCOM INC	21, 504	601. 30	12, 930, 355. 20	
ENPHASE ENERGY INC	7, 104	222. 99	1, 584, 120. 96	
ENTEGRIS INC	8, 008	82. 14	657, 777. 12	
FIRST SOLAR INC	5, 000	167. 47	837, 350. 00	
INTEL CORP	219, 473	28. 69	6, 296, 680. 37	
KLA CORP	7, 545	405. 59	3, 060, 176. 55	
LAM RESEARCH CORP	7, 358	520. 95	3, 833, 150. 10	
MARVELL TECHNOLOGY INC	44, 782	45. 03	2, 016, 533. 46	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	29, 374	84. 47	2, 481, 221. 78	
MICRON TECHNOLOGY	58, 159	59. 98	3, 488, 376. 82	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2, 249	449. 68	1, 011, 330. 32	
NVIDIA CORP	132, 418	210. 89	27, 925, 632. 02	
NXP SEMICONDUCTORS NV	13, 633	187. 37	2, 554, 415. 21	
ON SEMICONDUCTOR CORP	22, 893	80. 40	1, 840, 597. 20	
QORVO INC	5, 297	102. 24	541, 565. 28	
QUALCOMM	59, 951	132. 93	7, 969, 286. 43	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	8, 922	109. 28	974, 996. 16	
SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	2, 888	319. 55	922, 860. 40	
TERADYNE INC	7, 707	106. 95	824, 263. 65	
TEXAS INSTRUMENTS	48, 761	181. 00	8, 825, 741. 00	
WOLFSPEED INC	7, 000	79. 34	555, 380. 00	

アメリカドル 小計		18, 073, 798		1, 885, 015, 628. 24 (249, 915, 371, 992)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	36, 244	15. 04	545, 109. 76	
	CAMECO CORP	22, 453	36. 67	823, 351. 51	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	60, 557	77. 69	4, 704, 673. 33	
	CENOVUS ENERGY INC	76, 232	25. 03	1, 908, 086. 96	
	ENBRIDGE	108, 593	54. 46	5, 913, 974. 78	
	IMPERIAL OIL	11, 645	67. 13	781, 728. 85	
	KEYERA CORP	10, 963	29. 56	324, 066. 28	
	PARKLAND CORP	8, 544	30. 56	261, 104. 64	
	PEMBINA PIPELINE CORP	28, 103	46. 47	1, 305, 946. 41	
	SUNCOR ENERGY	73, 948	43. 88	3, 244, 838. 24	
	TC ENERGY CORP	52, 598	56. 30	2, 961, 267. 40	
	TOURMALINE OIL CORP	16, 980	59. 86	1, 016, 422. 80	
	AGNICO EAGLE MINES	24, 543	70. 46	1, 729, 299. 78	
	BARRICK GOLD CORP	93, 249	24. 65	2, 298, 587. 85	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	7, 302	62. 85	458, 930. 70	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	30, 312	25. 65	777, 502. 80	
	FRANCO-NEVADA CORP	10, 313	184. 17	1, 899, 345. 21	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	35, 897	11. 80	423, 584. 60	
	KINROSS GOLD CORP	74, 937	5. 83	436, 882. 71	
	LUNDIN MINING CORP	30, 173	9. 47	285, 738. 31	
	NUTRIEN LTD	29, 171	111. 19	3, 243, 523. 49	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	9, 343	22. 85	213, 487. 55	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	24, 191	56. 24	1, 360, 501. 84	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3, 575	114. 28	408, 551. 00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	23, 120	58. 71	1, 357, 375. 20	
	CAE INC	16, 864	30. 04	506, 594. 56	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	4, 269	106. 28	453, 709. 32	
	WSP GLOBAL INC	6, 444	171. 25	1, 103, 535. 00	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	10, 920	42. 12	459, 950. 40	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	5, 665	83. 20	471, 328. 00	
	THOMSON REUTERS CORP	8, 783	159. 28	1, 398, 956. 24	
	AIR CANADA	6, 737	23. 05	155, 287. 85	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	31, 561	159. 12	5, 021, 986. 32	
	CP RAILWAY LIMITED	49, 943	104. 87	5, 237, 522. 41	

TFI INTERNATIONAL INC	4,630	156.46	724,409.80
MAGNA INTERNATIONAL INC	14,682	87.45	1,283,940.90
BRP INC/CA- SUB VOTING	1,366	120.00	163,920.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	10,000	39.87	398,700.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	15,221	91.53	1,393,178.13
QUEBECOR INC -CL B	9,679	32.02	309,921.58
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	24,782	39.60	981,367.20
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,586	163.65	423,198.90
DOLLARAMA INC	14,800	78.53	1,162,244.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	42,716	59.66	2,548,436.56
EMPIRE CO LTD 'A'	7,330	37.08	271,796.40
LOBLAW COMPANIES LTD	9,068	116.41	1,055,605.88
METRO INC	13,489	70.22	947,197.58
WESTON (GEORGE) LTD	3,705	166.68	617,549.40
SAPUTO INC	11,041	35.86	395,930.26
BANK MONTREAL	36,095	135.46	4,889,428.70
BANK NOVA SCOTIA	64,360	72.82	4,686,695.20
CANADIAN IMPERIAL BANK	47,022	61.40	2,887,150.80
NATIONAL BANK OF CANADA	17,467	100.27	1,751,416.09
ROYAL BANK OF CANADA	74,323	138.12	10,265,492.76
TORONTO-DOMINION BANK	97,210	91.70	8,914,157.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	18,244	45.08	822,439.52
BROOKFIELD CORP	75,976	48.73	3,702,310.48
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	20,483	18.82	385,490.06
IGM FINANCIAL INC	3,890	41.72	162,290.80
ONEX CORP	3,361	68.82	231,304.02
TMX GROUP LTD	3,245	131.17	425,646.65
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,198	870.68	1,043,074.64
GREAT-WEST LIFECO INC	15,674	35.17	551,254.58
IA FINANCIAL CORP INC	5,415	81.72	442,513.80
INTACT FINANCIAL CORP	8,967	195.90	1,756,635.30
MANULIFE FINANCIAL CORP	100,823	25.82	2,603,249.86
POWER CORP OF CANADA	29,992	35.98	1,079,112.16
SUN LIFE FINANCIAL INC	32,024	67.18	2,151,372.32
FIRSTSERVICE CORP	2,028	191.27	387,895.56
CGI INC - CL A	11,043	122.09	1,348,239.87

	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1, 063	2, 356. 39	2, 504, 842. 57	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	4, 402	103. 08	453, 758. 16	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	2, 153	47. 57	102, 418. 21	
	OPEN TEXT CORP	15, 045	46. 84	704, 707. 80	
	SHOPIFY INC - CLASS A	61, 809	69. 34	4, 285, 836. 06	
	BCE INC	3, 102	61. 78	191, 641. 56	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	18, 199	65. 92	1, 199, 678. 08	
	TELUS CORP	23, 120	28. 47	658, 226. 40	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	37, 267	9. 94	370, 433. 98	
	ALTAGAS INCOME LTD	14, 516	24. 95	362, 174. 20	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	6, 264	39. 71	248, 743. 44	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	5, 978	36. 29	216, 941. 62	
	EMERA INC	13, 595	54. 26	737, 664. 70	
	FORTIS INC	25, 334	55. 64	1, 409, 583. 76	
	HYDRO ONE LTD	14, 776	36. 12	533, 709. 12	
	NORTHLAND POWER INC	13, 044	34. 13	445, 191. 72	
	カナダドル 小計	2, 157, 774		131, 082, 870. 24 (12, 936, 568, 463)	
ヨーロ	ENI	135, 624	13. 69	1, 857, 506. 30	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	30, 121	11. 93	359, 494. 13	
	NESTE OIL OYJ	21, 882	42. 71	934, 580. 22	
	OMV AG	7, 462	43. 35	323, 477. 70	
	REPSOL SA	71, 632	14. 19	1, 016, 816. 24	
	TENARIS SA	27, 420	15. 13	415, 001. 70	
	TOTALENERGIES SE	132, 784	55. 66	7, 390, 757. 44	
	AIR LIQUIDE	28, 052	143. 64	4, 029, 389. 28	
	AKZO NOBEL	9, 224	69. 82	644, 019. 68	
	ARCELORMITTAL	29, 386	27. 54	809, 437. 37	
	ARKEMA	2, 799	94. 36	264, 113. 64	
	BASF SE	48, 561	52. 95	2, 571, 304. 95	
	COVESTRO AG	10, 438	42. 83	447, 059. 54	
	CRH PLC	39, 369	43. 36	1, 707, 236. 68	
	EVONIK INDUSTRIES AG	9, 603	21. 15	203, 103. 45	
	HEIDELBERGCEMENT AG	8, 131	62. 96	511, 927. 76	
	KONINKLIJKE DSM NV	9, 267	121. 65	1, 127, 330. 55	
	OCI NV	5, 799	29. 98	173, 854. 02	

SMURFIT KAPPA GROUP PLC	14, 165	39. 83	564, 191. 95	
SOLVAY SA	3, 676	108. 80	399, 948. 80	
STORA ENSO OYJ R	26, 361	14. 22	374, 985. 22	
SYMRISE AG	7, 051	100. 35	707, 567. 85	
UMICORE	12, 057	33. 62	405, 356. 34	
UPM KYMMENE OYJ	27, 619	34. 57	954, 788. 83	
VOESTALPINE AG	5, 948	30. 98	184, 269. 04	
ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	11, 658	27. 26	317, 797. 08	
ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUC-RIGHTS	11, 658	0. 48	5, 607. 49	
AIRBUS SE	31, 717	115. 74	3, 670, 925. 58	
ALSTOM	16, 908	27. 35	462, 433. 80	
BOUYGUES ORD	11, 344	30. 31	343, 836. 64	
BRENNNTAG SE	8, 989	70. 30	631, 926. 70	
CNH INDUSTRIAL NV	57, 411	14. 89	855, 136. 84	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	23, 498	31. 49	739, 952. 02	
DASSAULT AVIATION SA	1, 210	155. 80	188, 518. 00	
EIFFAGE	4, 432	98. 94	438, 502. 08	
FERROVIAL SA	22, 779	27. 20	619, 588. 80	
GEA GROUP AG	7, 649	41. 52	317, 586. 48	
IMCD NV	3, 050	154. 65	471, 682. 50	
KINGSPAN GROUP PLC	7, 694	64. 28	494, 570. 32	
KNORR-BREMSE AG	3, 221	64. 28	207, 045. 88	
KONE OYJ-B	19, 254	50. 58	973, 867. 32	
LEGRAND SA	13, 982	83. 78	1, 171, 411. 96	
MTU AERO ENGINES AG	2, 774	227. 70	631, 639. 80	
PRYSMIAN SPA	15, 275	37. 75	576, 631. 25	
RATIONAL AG	268	640. 50	171, 654. 00	
RHEINMETALL AG	2, 442	226. 50	553, 113. 00	
SAFRAN SA	17, 748	130. 76	2, 320, 728. 48	
SAINT-GOBAIN	25, 279	54. 51	1, 377, 958. 29	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	29, 076	152. 06	4, 421, 296. 56	
SIEMENS	40, 895	142. 96	5, 846, 349. 20	
SIEMENS ENERGY AG	24, 753	18. 62	461, 024. 62	
TALES SA	5, 540	119. 00	659, 260. 00	
VINCI S. A.	28, 939	104. 50	3, 024, 125. 50	
WARTSILA OYJ	30, 397	9. 10	276, 673. 49	

BUREAU VERITAS SA	15, 662	26. 53	415, 512. 86	
RANDSTAD NV	5, 866	60. 22	353, 250. 52	
TELEPERFORMANCE	3, 110	268. 80	835, 968. 00	
WOLTERS KLUWER	13, 534	101. 90	1, 379, 114. 60	
ADP	1, 532	144. 60	221, 527. 20	
AENA SME SA	4, 116	139. 35	573, 564. 60	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	38, 499	9. 80	377, 405. 69	
DEUTSCHE POST AG-REG	52, 557	41. 94	2, 204, 503. 36	
GETLINK	25, 582	16. 39	419, 288. 98	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	17, 499	97. 06	1, 698, 452. 94	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	3, 480	89. 80	312, 504. 00	
CONTINENTAL AG	6, 262	68. 98	431, 952. 76	
DR ING HC F PORSCHE AG	5, 800	111. 20	644, 960. 00	
FERRARI NV	6, 331	243. 80	1, 543, 497. 80	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	43, 299	71. 85	3, 111, 033. 15	
MICHELIN	35, 958	30. 03	1, 079, 818. 74	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	8, 889	56. 68	503, 828. 52	
RENAULT SA	11, 301	39. 12	442, 095. 12	
STELLANTIS NV	113, 390	15. 08	1, 709, 921. 20	
VALEO SA	10, 032	20. 75	208, 164. 00	
VOLKSWAGEN AG-PFD	9, 635	130. 34	1, 255, 825. 90	
VOLKSWAGEN STAMM	1, 657	164. 90	273, 239. 30	
ADIDAS AG	9, 192	155. 36	1, 428, 069. 12	
HERMES INTERNATIONAL	1, 665	1, 742. 50	2, 901, 262. 50	
KERING	3, 887	576. 00	2, 238, 912. 00	
LVMH	14, 740	814. 20	12, 001, 308. 00	
MONCLER SPA	9, 963	57. 44	572, 274. 72	
PUMA SE	6, 274	64. 84	406, 806. 16	
SEB SA	1, 310	94. 65	123, 991. 50	
ACCOR	7, 911	30. 95	244, 845. 45	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	9, 149	145. 25	1, 328, 892. 25	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5, 332	39. 31	209, 600. 92	
SODEXO	4, 698	87. 74	412, 202. 52	
BOLLORE SE	51, 405	5. 11	262, 936. 57	
PUBLICIS GROUPE	11, 624	72. 80	846, 227. 20	
SCOUT24 SE	4, 128	54. 92	226, 709. 76	

UBISOFT ENTERTAINMENT	4,969	20.73	103,007.37
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	36,953	23.62	872,829.86
VIVENDI SE	41,539	9.85	409,491.46
D' IETEREN GROUP	1,617	180.20	291,383.40
DELIVERY HERO SE	8,935	55.04	491,782.40
INDITEX	57,568	28.79	1,657,382.72
JUST EAT TAKEAWAY	8,459	23.57	199,378.63
PROSUS	44,568	73.25	3,264,606.00
ZALANDO SE	11,285	43.02	485,480.70
CARREFOUR	30,831	17.47	538,771.72
HELLOFRESH SE	7,756	23.03	178,620.68
JERONIMO MARTINS	13,062	19.56	255,492.72
KESKO OYJ-B SHS	14,326	20.18	289,098.68
KONINKLIJKE AHOLD NV	56,245	27.61	1,553,205.67
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	46,853	54.75	2,565,201.75
DANONE (GROUPE)	32,878	50.50	1,660,339.00
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	26,648	10.27	273,674.96
HEINEKEN HOLDING NV	5,127	76.70	393,240.90
HEINEKEN NV	14,200	91.80	1,303,560.00
JDE PEET'S BV	4,123	27.52	113,464.96
KERRY GROUP PLC-A	8,173	88.00	719,224.00
PERNOD-RICARD	10,784	192.25	2,073,224.00
REMY COINTREAU	1,020	173.80	177,276.00
BEIERSDORF AG	5,845	112.05	654,932.25
HENKEL AG & CO KGAA	6,247	61.25	382,628.75
HENKEL AG & CO KGAA -PFD	10,083	64.84	653,781.72
LOREAL	12,929	381.95	4,938,231.55
AMPLIFON SPA	6,606	28.50	188,271.00
BIOMERIEUX	2,374	97.32	231,037.68
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2,091	138.00	288,558.00
DIASORIN ITALIA SPA	1,418	121.90	172,854.20
ESSILORLUXOTTICA	15,295	175.00	2,676,625.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO KGAA	9,705	35.91	348,506.55
FRESENIUS SE&CO KGAA	23,936	27.12	649,144.32
KONINKLIJKE PHILIPS	45,856	16.16	741,308.09
SIEMENS HEALTHINEERS AG	14,577	52.72	768,499.44

ARGENX SE	2,857	350.70	1,001,949.90	
BAYER	51,521	58.19	2,998,006.99	
EUROFINS SCIENTIFIC	6,490	71.08	461,309.20	
GRIFOLS SA	14,240	13.53	192,667.20	
IPSEN	1,866	99.20	185,107.20	
MERCK KGAA	6,723	184.30	1,239,048.90	
ORION OYJ-CLASS B	5,393	49.75	268,301.75	
QIAGEN N.V.	13,106	45.62	597,895.72	
RECORDATI SPA	5,195	40.62	211,020.90	
SANOFI	61,013	84.91	5,180,613.83	
SARTORIUS AG-VORZUG	1,216	465.90	566,534.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,435	353.00	506,555.00	
UCB (GROUPE)	6,718	76.28	512,449.04	
ABN AMRO BANK NV-CVA	19,718	14.39	283,742.02	
AIB GROUP PLC	55,516	3.86	214,735.88	
BANCO BILBAO VIZCAYA	328,517	6.79	2,230,630.43	
BANCO SANTANDER SA	904,812	3.44	3,117,529.74	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	52,138	9.54	497,605.07	
BNP PARIBAS	58,159	60.75	3,533,159.25	
CAIXABANK	240,435	3.96	953,084.34	
COMMERZBANK AG	56,376	10.11	570,243.24	
CREDIT AGRICOLE SA	64,475	11.04	712,190.85	
ERSTE GROUP BANK AG	18,119	34.70	628,729.30	
FINECOBANK SPA	27,362	16.63	455,166.87	
ING GROEP NV-CVA	199,441	12.39	2,471,073.99	
INTESA SANPAOLO	904,749	2.44	2,213,920.80	
KBC GROEP NV	12,855	68.06	874,911.30	
MEDIOBANCA	29,447	10.14	298,739.81	
SOCIETE GENERALE	41,916	27.55	1,154,995.38	
UNICREDIT SPA	103,949	18.30	1,902,474.59	
AMUNDI SA	2,812	62.45	175,609.40	
DEUTSCHE BANK NAMEN	111,998	11.35	1,271,849.28	
DEUTSCHE BOERSE	9,759	167.40	1,633,656.60	
EURAZEO SA	2,340	63.80	149,292.00	
EURONEXT NV	4,500	76.20	342,900.00	
EXOR NV	6,325	74.74	472,730.50	

GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	5, 582	79. 68	444, 773. 76	
SOFINA	752	234. 20	176, 118. 40	
WENDEL	1, 047	100. 10	104, 804. 70	
AEGON	95, 201	4. 91	468, 008. 11	
AGEAS	8, 621	44. 50	383, 634. 50	
ALLIANZ SE-REG	21, 750	219. 30	4, 769, 775. 00	
ASSICURAZIONI GENERALI	58, 531	18. 11	1, 059, 996. 41	
AXA SA	100, 654	28. 48	2, 867, 129. 19	
HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	2, 976	179. 00	532, 704. 00	
MUENCHENER RUECKVERSICH.	7, 273	324. 20	2, 357, 906. 60	
NN GROUP NV	13, 557	39. 21	531, 569. 97	
POSTE ITALIANE SPA	25, 777	10. 09	260, 089. 93	
SAMPO OYJ-A SHS	25, 899	48. 27	1, 250, 144. 73	
AROUNDOWN SA	52, 418	2. 66	139, 798. 80	
LEG IMMOBILIEN SE	3, 774	73. 96	279, 125. 04	
VONOVIA SE	36, 313	26. 77	972, 099. 01	
ADYEN NV	1, 178	1, 540. 00	1, 814, 120. 00	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	22, 519	61. 22	1, 378, 613. 18	
BECHTLE AG	4, 296	40. 68	174, 761. 28	
CAPGEMINI SA	8, 386	185. 50	1, 555, 603. 00	
DASSAULT SYSTEMES SA	35, 217	38. 11	1, 342, 119. 87	
EDENRED	12, 673	50. 32	637, 705. 36	
NEMETSCHEK SE	3, 320	55. 12	182, 998. 40	
NEXI SPA	36, 598	8. 36	305, 959. 28	
SAP SE	55, 816	111. 84	6, 242, 461. 44	
WORLDSLNE SA	13, 712	43. 43	595, 512. 16	
NOKIA OYJ	272, 288	4. 37	1, 191, 532. 28	
CELLNEX TELECOM SA	27, 196	36. 44	991, 022. 24	
DEUTSCHE TELEKOM	174, 076	20. 13	3, 505, 020. 26	
ELISA A	7, 825	51. 90	406, 117. 50	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	14, 877	10. 17	151, 299. 09	
KPN (KON. )	173, 861	3. 06	533, 579. 40	
ORANGE	104, 881	9. 56	1, 003, 291. 64	
TELECOM ITALIA ORD	489, 749	0. 29	143, 251. 58	
TELEFONICA	280, 413	3. 44	964, 901. 13	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	40, 879	2. 64	108, 288. 47	

UNITED INTERNET AG-REG SHARE	5,889	21.60	127,202.40	
ACCIONA SA	1,278	184.10	235,279.80	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	3,416	36.96	126,255.36	
E.ON SE	123,229	9.90	1,220,460.01	
EDP RENOVAVEIS SA	15,418	20.18	311,135.24	
ELECTRICITE DE FRANCE	33,601	12.01	403,716.01	
ELIA GROUP SA/NV	1,604	129.70	208,038.80	
ENAGAS	11,944	16.71	199,584.24	
ENDESA	17,138	18.23	312,511.43	
ENEL	429,494	5.37	2,310,248.22	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	139,324	4.67	651,061.05	
ENGIE	100,082	13.03	1,304,068.46	
FORTUM OYJ	26,655	14.00	373,170.00	
IBERDROLA SA	331,203	10.69	3,540,560.07	
NATURGY ENERGY GROUP SA	9,726	26.00	252,876.00	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	23,296	16.16	376,463.36	
RWE STAMM	33,396	40.78	1,361,888.88	
SNAM SPA	115,930	4.75	550,667.50	
TERNA SPA	80,424	7.36	592,403.18	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	36,814	27.75	1,021,588.50	
VERBUND AG	3,916	78.95	309,168.20	
ASM INTERNATIONAL NV	2,534	327.35	829,504.90	
ASML HOLDING NV	21,642	620.60	13,431,025.20	
INFINEON TECHNOLOGIES	67,797	35.99	2,440,353.01	
STMICROELECTRONICS	37,319	45.11	1,683,646.68	
ユーロ 小計	9,770,866		250,451,089.28 (35,631,676,471)	
イギリスポンド	BP PLC	1,006,486	4.78	4,814,525.78
	SHELL PLC-NEW	387,191	23.98	9,286,776.13
	ANGLO AMERICAN PLC	68,460	33.52	2,294,779.20
	ANTOFAGASTA PLC	22,358	17.04	381,092.11
	CRODA INTERNATIONAL PLC	8,013	71.62	573,891.06
	GLENCORE PLC	525,108	5.45	2,866,564.57
	JOHNSON MATTHEY PLC	9,824	23.46	230,471.04
	MONDI PLC	25,878	15.81	409,260.57
	RIO TINTO PLC REG	58,591	60.47	3,542,997.77

ASHTead GROUP PLC	22,405	56.74	1,271,259.70	
BAE SYSTEMS PLC	170,458	8.39	1,430,483.53	
BUNZL PLC	19,312	30.82	595,195.84	
DCC PLC	4,499	46.92	211,093.08	
MELROSE INDUSTRIES PLC	215,001	1.48	318,631.48	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	458,658	1.08	495,717.56	
SMITHS GROUP PLC	20,046	17.70	354,814.20	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	3,672	120.55	442,659.60	
EXPERIAN PLC	48,173	30.73	1,480,356.29	
INTERTEK GROUP PLC	7,435	45.00	334,575.00	
RELX PLC	101,318	24.42	2,474,185.56	
RENTOKIL INITIAL PLC	130,328	5.04	657,895.74	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	50,978	4.66	237,608.45	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,048	42.66	258,007.68	
BURBERRY GROUP PLC	22,327	24.33	543,215.91	
PERSIMMON PLC	14,327	14.50	207,741.50	
TAYLOR WIMPEY PLC	166,048	1.21	200,918.08	
COMPASS GROUP PLC	95,637	19.27	1,843,403.17	
ENTAIN PLC	33,614	15.57	523,369.98	
INTERCONTINENTAL HOTELS	10,141	57.48	582,904.68	
PEARSON	34,302	9.27	318,253.95	
WHITBREAD PLC	10,170	31.08	316,083.60	
AUTO TRADER GROUP PLC	43,890	6.22	273,171.36	
INFORMA PLC	79,688	6.75	537,894.00	
WPP PLC	56,693	10.14	575,150.48	
JD SPORTS FASHION PLC	114,330	1.82	208,252.09	
KINGFISHER PLC	96,593	2.80	270,750.17	
NEXT PLC	7,235	68.00	491,980.00	
OCADO GROUP PLC	36,500	7.13	260,537.00	
SAINSBURY (J) PLC	82,018	2.66	218,659.98	
TESCO PLC	393,967	2.46	971,128.65	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,881	19.36	404,256.16	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	114,644	31.12	3,567,721.28	
COCA-COLA HBC AG-CDI	9,115	19.64	179,064.17	
DIAGEO	121,861	35.61	4,340,079.51	
IMPERIAL BRANDS PLC	45,617	20.43	931,955.31	

	HALEON PLC	254, 427	3. 30	841, 262. 87	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	37, 576	57. 84	2, 173, 395. 84	
	UNILEVER PLC	136, 012	41. 63	5, 662, 859. 62	
	SMITH & NEPHEW PLC	42, 096	11. 76	495, 259. 44	
	ASTRAZENECA	82, 592	105. 80	8, 738, 233. 60	
	GSK PLC	212, 792	14. 61	3, 108, 891. 12	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	8, 586	17. 24	148, 065. 57	
	BARCLAYS	873, 251	1. 86	1, 628, 962. 41	
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1, 066, 083	5. 96	6, 353, 854. 68	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3, 573, 042	0. 52	1, 887, 638. 08	
	NATWEST GROUP PLC	280, 916	3. 00	843, 309. 83	
	STANDARD CHARTERED PLC	135, 187	6. 71	907, 645. 51	
	3I GROUP PLC	55, 147	16. 34	901, 377. 71	
	ABRDN PLC	100, 722	2. 12	213, 933. 52	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	18, 246	9. 18	167, 571. 26	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	17, 699	76. 28	1, 350, 079. 72	
	M&G PLC	118, 170	2. 06	243, 548. 37	
	SCHRODERS PLC	32, 500	4. 98	162, 012. 50	
	ST JAMES'S PLACE PLC	26, 728	12. 60	336, 772. 80	
	ADMIRAL GROUP PLC	9, 872	22. 91	226, 167. 52	
	AVIVA PLC	152, 469	4. 45	679, 706. 80	
	LEGAL & GENERAL GROUP	313, 717	2. 56	805, 311. 53	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	43, 255	6. 35	274, 755. 76	
	PRUDENTIAL	145, 125	12. 89	1, 871, 386. 87	
	SAGE GROUP PLC	56, 360	7. 94	447, 836. 56	
	HALMA PLC	20, 296	22. 99	466, 605. 04	
	BT GROUP PLC	373, 976	1. 30	487, 477. 71	
	VODAFONE GROUP PLC	1, 374, 547	0. 90	1, 246, 164. 31	
	NATIONAL GRID PLC	190, 012	10. 40	1, 976, 124. 80	
	SEVERN TRENT PLC	14, 219	28. 41	403, 961. 79	
	SSE PLC	56, 670	17. 53	993, 708. 45	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	34, 716	10. 72	372, 155. 52	
	イギリスポンド 小計	14, 836, 844		99, 145, 370. 08 (15, 819, 635, 249)	
イスラエル	CLARIANT AG-REG	13, 161	15. 91	209, 391. 51	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	310	720. 00	223, 200. 00	

GIVAUDAN-REG	479	3,039.00	1,455,681.00
HOLCIM LTD	30,195	54.86	1,656,497.70
SIG GROUP AG	16,000	22.90	366,400.00
SIKA AG-BR	7,610	272.90	2,076,769.00
ABB LTD	84,750	31.43	2,663,692.50
GEBERIT AG-REG	1,930	525.80	1,014,794.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,332	192.00	255,744.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	2,021	203.30	410,869.30
VAT GROUP AG	1,440	301.20	433,728.00
ADECCO GROUP AG-REG	9,959	35.87	357,229.33
SGS SA	347	2,280.00	791,160.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	2,730	234.60	640,458.00
CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	27,253	140.80	3,837,222.40
SWATCH GROUP AG(BEARER)	1,572	323.80	509,013.60
SWATCH GROUP AG/THE-REG	3,004	59.10	177,536.40
BARRY CALLEBAUT AG-REG	189	1,923.00	363,447.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	102,800.00	616,800.00
LINDT & SPRUENGLI AG-PC	55	10,160.00	558,800.00
NESTLE SA - REGISTERED	146,347	111.48	16,314,763.56
ALCON INC	25,942	70.14	1,819,571.88
SONOVA HOLDING AG-REG	2,788	243.10	677,762.80
STRAUMANN HOLDING AG-REG	5,767	130.10	750,286.70
BACHEM HOLDING AG-REG B	1,950	87.10	169,845.00
LONZA GROUP AG-REG	3,866	556.80	2,152,588.80
NOVARTIS	115,320	79.15	9,127,578.00
ROCHE HOLDING AG-BR	1,394	328.20	457,510.80
ROCHE HOLDING GENUSS	37,434	283.90	10,627,512.60
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,564	87.90	137,475.60
CREDIT SUISSE GROUP AG	184,034	3.20	588,908.80
JULIUS BAER GROUP LTD	11,775	61.44	723,456.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,152	923.20	1,063,526.40
UBS GROUP AG	179,863	19.84	3,569,381.23
BALOISE HOLDING AG - REG	2,334	149.20	348,232.80
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,612	543.80	876,605.60
SWISS RE LTD	16,438	93.38	1,534,980.44
ZURICH INSURANCE GROUP AG	8,071	439.50	3,547,204.50

	SWISS PRIME SITE-REG	3,622	82.25	297,909.50	
	TEMENOS AG - REG	3,520	66.20	233,024.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,298	54.96	456,058.08	
	SWISSCOM	1,331	537.20	715,013.20	
	BKW AG	807	131.90	106,443.30	
	スイスプラン 小計	969,572		74,914,073.33 (10,709,715,923)	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	13,081	447.85	5,858,325.85	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,106	450.90	2,302,295.40	
	SCA SV CELLULOSA B	34,632	153.05	5,300,427.60	
	ALFA LAVAL AB	14,260	343.30	4,895,458.00	
	ASSA ABLOY AB-B	50,678	263.90	13,373,924.20	
	ATLAS COPCO A	142,288	127.58	18,153,103.04	
	ATLAS COPCO B	85,638	113.08	9,683,945.04	
	EPIROC AB-A	37,140	208.30	7,736,262.00	
	EPIROC AB-B	22,442	180.90	4,059,757.80	
	HUSQVARNA AB-B SHS	21,841	90.08	1,967,437.28	
	INDUTRADE AB	14,669	236.30	3,466,284.70	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,081	230.30	1,861,054.30	
	LIFCO AB-B SHS	13,590	210.90	2,866,131.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	80,939	115.00	9,307,985.00	
	SANDVIK AB	56,973	220.10	12,539,757.30	
	SKANSKA B	19,869	189.25	3,760,208.25	
	SKF AB-B	18,340	205.60	3,770,704.00	
	VOLVO AB-A SHS	8,748	216.20	1,891,317.60	
	VOLVO B	80,587	206.85	16,669,420.95	
	SECURITAS B	25,545	102.05	2,606,867.25	
	VOLVO CAR AB-B	35,544	52.77	1,875,656.88	
	ELECTROLUX AB-SER B	12,053	129.76	1,563,997.28	
	EVOLUTION AB	9,622	1,336.60	12,860,765.20	
	EMBRACER GROUP AB	34,541	52.50	1,813,402.50	
	HENNES & MAURITZ B	33,524	134.70	4,515,682.80	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	31,655	274.60	8,692,463.00	
	GETINGE AB-B SHS	12,650	246.30	3,115,695.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	9,481	236.00	2,237,516.00	
	NORDEA BANK APP	180,364	124.90	22,527,463.60	

	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	82,855	124.00	10,274,020.00	
	SVENSKA HANDELSBK A	81,670	111.45	9,102,121.50	
	SWEDBANK AB-A	50,623	202.80	10,266,344.40	
	EQT AB	15,478	252.80	3,912,838.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,848	284.50	1,948,256.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	8,631	283.60	2,447,751.60	
	INVESTOR AB-A SHS	23,000	210.70	4,846,100.00	
	INVESTOR AB-B SHS	95,842	206.30	19,772,204.60	
	KINNEVIK AB - B	10,757	174.15	1,873,331.55	
	LUNDBERGS AB-B SHS	4,093	497.20	2,035,039.60	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	32,478	55.15	1,791,161.70	
	SAGAX AB-B	9,400	271.90	2,555,860.00	
	ERICSSON (LM) B	160,922	61.61	9,914,404.42	
	HEXAGON AB-B SHS	108,582	124.00	13,464,168.00	
	TELE2 AB-B SHS	34,520	91.02	3,142,010.40	
	TELIA CO AB	138,487	26.20	3,628,359.40	
	スウェーデンクローナ 小計	1,978,067		292,247,280.39 (3,653,091,004)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	17,052	294.20	5,016,698.40	
	EQUINOR ASA	50,840	294.50	14,972,380.00	
	NORSK HYDRO	72,015	80.76	5,815,931.40	
	YARA INTERNATIONAL ASA	9,449	447.80	4,231,262.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,500	389.00	1,750,500.00	
	ADEVINTA ASA	16,857	90.00	1,517,130.00	
	MOWI ASA	23,314	179.80	4,191,857.20	
	ORKLA	39,803	74.82	2,978,060.46	
	SALMAR ASA	2,953	436.60	1,289,279.80	
	DNB BANK ASA	46,261	189.55	8,768,772.55	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,153	185.90	2,073,342.70	
	TELENOR ASA	38,789	110.55	4,288,123.95	
ノルウェークローネ 小計		332,986		56,893,338.66 (729,941,535)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	5,314	517.20	2,748,400.80	
	NOVOZYMES A/S	10,786	360.90	3,892,667.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	428	2,043.00	874,404.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	55,152	201.25	11,099,340.00	

	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	152	15, 390. 00	2, 339, 280. 00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	251	15, 700. 00	3, 940, 700. 00	
	DSV A/S	10, 213	1, 259. 50	12, 863, 273. 50	
	PANDORA A/S	4, 249	590. 00	2, 506, 910. 00	
	CARLSBERG AS-B	5, 476	977. 60	5, 353, 337. 60	
	COLOPLAST-B	6, 218	827. 20	5, 143, 529. 60	
	DEMANT A/S	4, 463	216. 20	964, 900. 60	
	GENMAB A/S	3, 603	2, 703. 00	9, 738, 909. 00	
	NOVO NORDISK A/S-B	88, 202	958. 00	84, 497, 516. 00	
	DANSKE BANK A/S	38, 806	134. 70	5, 227, 168. 20	
	TRYG A/S	16, 972	157. 85	2, 679, 030. 20	
	ORSTED A/S	9, 594	650. 00	6, 236, 100. 00	
	デンマーククローネ 小計		259, 879	160, 105, 466. 90 (3, 061, 216, 527)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	12, 821	31. 05	398, 092. 05	
	SANTOS	176, 138	7. 01	1, 234, 727. 38	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	10, 345	28. 68	296, 694. 60	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	99, 749	36. 05	3, 595, 951. 45	
	BHP GROUP LTD	270, 212	48. 20	13, 024, 218. 40	
	BLUESCOPE STEEL LTD	21, 549	19. 12	412, 016. 88	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	85, 584	21. 96	1, 879, 424. 64	
	IGO LTD	35, 382	14. 44	510, 916. 08	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	25, 493	33. 63	857, 329. 59	
	MINERAL RESOURCES LTD	10, 000	88. 60	886, 000. 00	
	NEWCREST MINING LIMITED	45, 440	24. 53	1, 114, 643. 20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	58, 122	12. 58	731, 174. 76	
	ORICA LTD	26, 961	15. 16	408, 728. 76	
	PILBARA MINERALS LTD	131, 710	4. 77	628, 256. 70	
	RIO TINTO LTD	20, 196	124. 01	2, 504, 505. 96	
	SOUTH32 LTD	246, 137	4. 61	1, 134, 691. 57	
	REECE LTD	12, 870	17. 14	220, 591. 80	
	BRAMBLES LTD	66, 936	12. 27	821, 304. 72	
	AURIZON HOLDINGS LTD	93, 604	3. 74	350, 078. 96	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	39, 948	6. 49	259, 262. 52	
	TRANSURBAN GROUP	167, 820	14. 03	2, 354, 514. 60	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	31, 473	36. 38	1, 144, 987. 74	

IDP EDUCATION LTD	12,550	31.46	394,823.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	123,601	4.93	609,352.93	
REA GROUP LTD	3,000	124.45	373,350.00	
SEEK LTD	17,113	25.57	437,579.41	
WESFARMERS LTD	58,879	50.55	2,976,333.45	
COLES GROUP LTD	68,071	18.14	1,234,807.94	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	74,362	6.93	515,328.66	
WOOLWORTHS GROUP LTD	63,525	36.54	2,321,203.50	
TREASURY WINE ESTATES LTD	34,480	14.72	507,545.60	
COCHLEAR LIMITED	3,460	220.28	762,168.80	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	9,641	66.47	640,837.27	
SONIC HEALTHCARE LTD	25,969	31.14	808,674.66	
CSL LIMITED	25,778	311.92	8,040,673.76	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	156,585	25.58	4,005,444.30	
COMMONWEALTH BANK OF AUST	90,909	110.75	10,068,171.75	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	167,348	31.88	5,335,054.24	
WESTPAC BANKING	183,712	23.85	4,381,531.20	
ASX LTD	11,055	71.11	786,121.05	
MACQUARIE GROUP LIMITED	19,061	188.97	3,601,957.17	
INSURANCE AUSTRALIA GRP.	137,266	4.60	631,423.60	
MEDIBANK PRIVATE LTD	129,252	2.97	383,878.44	
QBE INSURANCE GROUP	78,253	13.28	1,039,199.84	
SUNCORP GROUP LIMITED	66,731	12.36	824,795.16	
COMPUTERSHARE LIMITED	28,589	24.59	703,003.51	
WISETECH GLOBAL LTD	8,342	60.19	502,104.98	
XERO LTD	7,073	80.83	571,710.59	
TELSTRA GROUP LTD	199,810	4.14	827,213.40	
ORIGIN ENERGY LIMITED	87,883	7.21	633,636.43	
オーストラリアドル 小計		3,580,788	88,686,037.00 (8,105,016,921)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	64,661	8.57	554,144.77
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	27,578	26.29	725,025.62
	SPARK NEW ZEALAND LTD	104,543	5.28	551,987.04
	MERCURY NZ LTD	40,719	6.37	259,380.03
	MERIDIAN ENERGY LTD	64,034	5.37	344,182.75
ニュージーランドドル 小計		301,535	2,434,720.21	

				(203, 786, 081)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	139, 448	48. 70	6, 791, 117. 60
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	69, 000	105. 20	7, 258, 800. 00
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	102, 000	15. 78	1, 609, 560. 00
	MTR CORP	82, 500	41. 75	3, 444, 375. 00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	81, 000	17. 60	1, 425, 600. 00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	117, 000	54. 25	6, 347, 250. 00
	SANDS CHINA LTD	127, 000	28. 15	3, 575, 050. 00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	83, 000	23. 95	1, 987, 850. 00
	WH GROUP LTD	446, 619	4. 74	2, 116, 974. 06
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	191, 500	26. 10	4, 998, 150. 00
	HANG SENG BANK	39, 600	124. 70	4, 938, 120. 00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	64, 800	337. 60	21, 876, 480. 00
	AIA GROUP LTD	637, 400	85. 60	54, 561, 440. 00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	98, 448	49. 90	4, 912, 555. 20
	ESR GROUP LTD	92, 400	15. 90	1, 469, 160. 00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	115, 000	15. 60	1, 794, 000. 00
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	79, 761	28. 90	2, 305, 092. 90
	NEW WORLD DEVELOPMENT	76, 250	23. 55	1, 795, 687. 50
	SINO LAND CO	198, 600	10. 12	2, 009, 832. 00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	80, 000	112. 20	8, 976, 000. 00
	SWIRE PACIFIC A	31, 000	65. 15	2, 019, 650. 00
	SWIRE PROPERTIES LTD	69, 000	21. 70	1, 497, 300. 00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	81, 000	44. 10	3, 572, 100. 00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	32, 000	44. 05	1, 409, 600. 00
	CLP HOLDINGS	81, 000	57. 75	4, 677, 750. 00
	HONG KONG & CHINA GAS	608, 990	7. 76	4, 725, 762. 40
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	73, 500	44. 15	3, 245, 025. 00
香港ドル 小計		3, 897, 816		165, 340, 281. 66 (2, 792, 597, 357)
シンガポールド ル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	5, 100	29. 71	151, 521. 00
	KEPPEL CORP LTD	80, 200	7. 18	575, 836. 00
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	74, 800	3. 75	280, 500. 00
	SINGAPORE AIRLINES	73, 350	5. 93	434, 965. 50
	GENTING SINGAPORE LTD	319, 700	1. 00	319, 700. 00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	106, 600	4. 03	429, 598. 00

	DBS GROUP	95,900	35.84	3,437,056.00	
	OCBC BANK	179,550	13.00	2,334,150.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	61,300	30.34	1,859,842.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,500	9.16	389,300.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	153,900	3.98	612,522.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	22,000	8.32	183,040.00	
	UOL GROUP LIMITED	24,800	6.99	173,352.00	
	VENTURE CORP LTD	14,300	18.67	266,981.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	420,880	2.55	1,073,244.00	
	シンガポールドル 小計	1,674,880		12,521,607.50 (1,251,159,021)	
イスラエルシェケル	ICL LTD	39,375	26.60	1,047,375.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,248	573.40	715,603.20	
	BANK HAPOALIM BM	63,371	30.30	1,920,141.30	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	82,181	29.77	2,446,528.37	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	64,227	17.65	1,133,606.55	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,698	115.90	1,008,098.20	
	AZRIELI GROUP	2,465	226.60	558,569.00	
	NICE LTD	3,165	747.30	2,365,204.50	
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	125,222	5.43	680,957.23	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	5,624	143.50	807,044.00	
	イスラエルシェケル 小計	395,576		12,683,127.35 (484,122,580)	
	合 計	58,230,381		345,293,899,124 (345,293,899,124)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柏	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オーストラリアドル	APA GROUP	63,405	689,212.35	
		LENDLEASE GROUP	36,448	316,004.16	
	オーストラリアドル 小計		99,853	1,005,216.51 (91,866,736)	
	香港ドル	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	130,000	700,700.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	185,000	1,961,000.00	
	香港ドル 小計		315,000	2,661,700.00 (44,956,113)	

投資信託受益証券合計			414, 853	136, 822, 849 (136, 822, 849)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	8, 183	1, 368, 688. 58	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	16, 172	556, 801. 96	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	24, 921	5, 496, 824. 97	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	24, 773	569, 531. 27	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7, 676	1, 372, 392. 04	
		BOSTON PROPERTIES	7, 893	579, 030. 48	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	5, 093	623, 586. 92	
		CROWN CASTLE INC	23, 289	3, 394, 604. 64	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	14, 921	1, 706, 962. 40	
		EQUINIX INC	4, 728	3, 422, 268. 24	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8, 979	651, 157. 08	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	18, 842	1, 205, 511. 16	
		ESSEX PROPERTY TRUST	3, 594	814, 292. 58	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6, 789	1, 140, 484. 11	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	12, 333	664, 748. 70	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	19, 000	407, 170. 00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	30, 237	829, 098. 54	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	40, 506	750, 171. 12	
		INVITATION HOMES INC	30, 792	1, 017, 059. 76	
		IRON MOUNTAIN INC	16, 160	887, 992. 00	
		KIMCO REALTY CORP	31, 093	693, 062. 97	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	33, 130	413, 793. 70	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5, 856	1, 011, 448. 32	
		PROLOGIS INC	49, 348	6, 486, 301. 12	
		PUBLIC STORAGE	8, 202	2, 524, 165. 50	
		REALTY INCOME CORP	33, 449	2, 265, 500. 77	
		REGENCY CENTERS CORP	8, 164	540, 456. 80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	5, 725	1, 693, 283. 25	
		SIMON PROPERTY GROUP	16, 895	2, 173, 372. 80	
		SUN COMMUNITIES INC	6, 650	1, 061, 539. 50	
		UDR INC	17, 830	761, 162. 70	
		VENTAS INC	20, 307	1, 053, 324. 09	
		VICI PROPERTIES INC	51, 241	1, 775, 500. 65	
		WELLTOWER INC	24, 056	1, 792, 653. 12	

	WP CAREY INC	10,761	901,233.75	
	アメリカドル 小計	647,588	52,605,175.59 (6,974,394,179)	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	5,069	250,814.12	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	8,945	203,946.00	
	カナダドル 小計	14,014	454,760.12 (44,880,276)	
ユーロ	COVIVIO(FP)	3,076	200,401.40	
	GECINA SA	2,719	303,440.40	
	KLEPIERRE	11,603	280,676.57	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	6,185	378,522.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,235	214,300.70	
	ユーロ 小計	30,818	1,377,341.07 (195,954,314)	
イギリスポンド	BRITISH LAND CO PLC	39,175	178,598.82	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	32,132	231,735.98	
	SEGRO PLC	63,208	548,013.36	
	イギリスポンド 小計	134,515	958,348.16 (152,914,032)	
オーストラリアドル	DEXUS	49,283	412,498.71	
	GOODMAN GROUP	90,044	1,839,598.92	
	GPT GROUP	111,587	519,995.42	
	MIRVAC GROUP	228,843	551,511.63	
	SCENTRE GROUP	297,027	911,872.89	
	STOCKLAND	121,481	495,642.48	
	VICINITY CENTERS	221,263	458,014.41	
	オーストラリアドル 小計	1,119,528	5,189,134.46 (474,234,998)	
香港ドル	LINK REIT	107,800	6,780,620.00	
	香港ドル 小計	107,800	6,780,620.00 (114,524,671)	
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	207,909	615,410.64	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	276,190	582,760.90	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	174,778	302,365.94	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	132,200	241,926.00	

	シンガポールドル 小計	791,077	1,742,463.48 (174,106,950)	
	投資証券合計	2,845,340	8,131,009,420 (8,131,009,420)	
	合計		8,267,832,269 (8,267,832,269)	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 602 銘柄	97.3%	—	—	70.7%
	投資証券 35 銘柄	—	—	2.7%	2.0%
カナダドル	株式 86 銘柄	99.7%	—	—	3.7%
	投資証券 2 銘柄	—	—	0.3%	0.0%
ユーロ	株式 223 銘柄	99.5%	—	—	10.1%
	投資証券 5 銘柄	—	—	0.5%	0.1%
イギリスポンド	株式 77 銘柄	99.0%	—	—	4.5%
	投資証券 3 銘柄	—	—	1.0%	0.0%
イスラエル	株式 43 銘柄	100.0%	—	—	3.0%
スウェーデンクローナ	株式 45 銘柄	100.0%	—	—	1.0%
ノルウェークローネ	株式 12 銘柄	100.0%	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	—	0.9%
オーストラリアドル	株式 50 銘柄	93.5%	—	—	2.3%
	投資信託受益証券 2 銘柄	—	1.1%	—	0.0%
	投資証券 7 銘柄	—	—	5.5%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	—	0.1%
香港ドル	株式 27 銘柄	94.6%	—	—	0.8%
	投資信託受益証券 2 銘柄	—	1.5%	—	0.0%
	投資証券 1 銘柄	—	—	3.9%	0.0%
シンガポールドル	株式 15 銘柄	87.8%	—	—	0.4%
	投資証券 4 銘柄	—	—	12.2%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 10 銘柄	100.0%	—	—	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

### 【中間財務諸表】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)」並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 14 期中間計算期間(2023 年 2 月 8 日から 2023 年 8 月 7 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年10月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤知弘  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックスeの2023年2月8日から2023年8月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、外国株式インデックスeの2023年8月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月8日から2023年8月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業

的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【外国株式インデックス e】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 7 日現在)	第 14 期中間計算期間 (2023 年 8 月 7 日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	71,305,638	76,753,138
親投資信託受益証券	21,606,089,660	24,302,627,209
未収入金	5,429,033	7,271,807
流動資産合計	<u>21,682,824,331</u>	<u>24,386,652,154</u>
<b>資産合計</b>	<u>21,682,824,331</u>	<u>24,386,652,154</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	6,235,444	9,516,338
未払受託者報酬	7,083,885	7,392,552
未払委託者報酬	51,948,425	54,211,979
未払利息	85	208
その他未払費用	590,263	615,985
流動負債合計	<u>65,858,102</u>	<u>71,737,062</u>
<b>負債合計</b>	<u>65,858,102</u>	<u>71,737,062</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	5,163,558,829	5,046,833,442
<b>剰余金</b>		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	16,453,407,400	19,268,081,650
(分配準備積立金)	11,603,554,910	11,192,396,495
元本等合計	<u>21,616,966,229</u>	<u>24,314,915,092</u>
<b>純資産合計</b>	<u>21,616,966,229</u>	<u>24,314,915,092</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>21,682,824,331</u>	<u>24,386,652,154</u>

## (2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 自 2022年2月8日 至 2022年8月7日	第14期中間計算期間 自 2023年2月8日 至 2023年8月7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	124	23
有価証券売買等損益	1,134,008,207	3,280,055,957
<b>営業収益合計</b>	<b>1,134,008,331</b>	<b>3,280,055,980</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	5,694	12,357
受託者報酬	6,803,526	7,392,552
委託者報酬	49,892,483	54,211,979
その他費用	566,896	615,985
<b>営業費用合計</b>	<b>57,268,599</b>	<b>62,232,873</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>1,076,739,732</b>	<b>3,217,823,107</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>1,076,739,732</b>	<b>3,217,823,107</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（△）</b>	<b>1,076,739,732</b>	<b>3,217,823,107</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	8,546,040	46,371,466
期首剩余金又は期首次損金（△）	15,354,209,472	16,453,407,400
剩余金増加額又は欠損金減少額	237,235,940	230,122,029
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	237,235,940	230,122,029
剩余金減少額又は欠損金増加額	353,806,632	586,899,420
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	353,806,632	586,899,420
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剩余金又は中間欠損金（△）</b>	<b>16,305,832,472</b>	<b>19,268,081,650</b>

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

	第13期 (2023年2月7日現在)	第14期中間計算期間 (2023年8月7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,163,558,829口	5,046,833,442口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4,1864円 (41,864円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4,8179円 (48,179円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第14期中間計算期間 (2023年8月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第13期 自 2022年2月8日 至 2023年2月7日	第14期中間計算期間 自 2023年2月8日 至 2023年8月7日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,246,190,830円	5,163,558,829円
期中追加設定元本額	161,082,162円	67,437,197円
期中一部解約元本額	243,714,163円	184,162,584円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

		2023年8月7日現在
項目	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金	9,414,991,793	
コール・ローン	1,156,574,979	
株式	400,696,259,948	
投資信託受益証券	115,845,943	
投資証券	8,049,631,578	
派生商品評価勘定	198,537,194	
未収入金	164,606	
未取配当金	300,552,083	
差入委託証拠金	2,598,768,234	
流動資産合計	422,531,326,358	
資産合計	422,531,326,358	
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	65,141,956	
前受金	117,572,943	
未払解約金	247,460,914	
未払利息	3,148	
流動負債合計	430,178,961	
負債合計	430,178,961	
純資産の部		
元本等		
元本	77,702,036,588	
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	344,399,110,809	
元本等合計	422,101,147,397	
純資産合計	422,101,147,397	
負債純資産合計	422,531,326,358	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		2023年8月7日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。	

	<p>時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

#### (貸借対照表に関する注記)

	2023 年 8 月 7 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		77,702,036,588 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産額 の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	5,4323 円 (54,323 円)

#### (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

	2023年8月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 元本の移動

区分	2023年8月7日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年2月8日
期首元本額	77,088,948,086円
期中追加設定元本額	4,225,200,305円
期中一部解約元本額	3,612,111,803円
期末元本額	77,702,036,588円
期末元本額の内訳	
外国株式インデックスファンド	1,456,025,332円
DC外国株式インデックスファンド	5,081,966,671円
DC外国株式インデックスファンドL	28,606,966,882円
DCバランスファンド30	548,130,373円
DCバランスファンド50	1,200,551,467円
DCバランスファンド70	876,695,490円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	270,371,046円
外国株式インデックスe	4,473,727,005円
インデックスコレクション（外国株式）	17,666,530,449円
インデックスコレクション（バランス株式30）	2,921,069,188円
インデックスコレクション（バランス株式50）	1,178,530,250円
インデックスコレクション（バランス株式70）	1,253,925,830円
私募外国株式パッシブファンド（適格機関投資家専用）	5,369,464,070円
外国株式パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	1,594,296,195円
外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	328,741,409円
バランスVA30（適格機関投資家専用）	14,165,101円
バランスVA50（適格機関投資家専用）	180,564,529円

VAバランスファンド（株25／100）（適格機関投資家専用）	23,426,426円
VAバランスファンド（株50／100）（適格機関投資家専用）	54,610,403円
VAバランスファンド（株60／100）（適格機関投資家専用）	87,414,076円
バランスVA25（適格機関投資家専用）	157,821,000円
バランスVA37.5（適格機関投資家専用）	141,668,273円
バランスVA50L（適格機関投資家専用）	2,866,885,694円
バランスVA75（適格機関投資家専用）	326,697,907円
VAバランスファンド（株40／100）（適格機関投資家専用）	70,192,818円
VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	459,281,018円
VAポートフォリオ20（適格機関投資家専用）	8,833,637円
バランスVA40（適格機関投資家専用）	58,097,298円
VAバランスファンド2（株40／100）（適格機関投資家専用）	57,604,338円
VAバランス50-50（適格機関投資家専用）	187,046,432円
VAファンド25（適格機関投資家専用）	6,397,949円
バランスVA25L（適格機関投資家専用）	44,319,040円
VAバランス20-80（適格機関投資家専用）	123,477,679円
私募外国株式インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	6,541,313円

(デリバティブ取引に関する注記)

#### 株式関連

(2023年8月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超	うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引					
	買建	13,050,311,007	—	—	13,167,883,950	117,572,943
	合計	13,050,311,007	—	—	13,167,883,950	117,572,943

#### (注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 通貨関連

(2023年8月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超	うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建	983,891,164	—	—	999,242,129	15,350,965
	アメリカドル	745,467,844	—	—	758,076,209	12,608,365
	ユーロ	184,348,440	—	—	186,990,960	2,642,520
	イギリスポンド	54,074,880	—	—	54,174,960	100,080
	売建	125,906,760	—	—	125,435,430	471,330
	アメリカドル	42,837,330	—	—	42,503,310	334,020
	ユーロ	46,920,210	—	—	46,782,960	137,250
	イギリスポンド	36,149,220	—	—	36,149,160	60

合計	1,109,797,924	—	1,124,677,559	15,822,295
----	---------------	---	---------------	------------

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【外国株式インデックス e】

#### 【純資産額計算書】

(2023年 8月31日現在)

I 資産総額	25,178,590,653円
II 負債総額	28,934,618円
III 純資産総額 (I - II)	25,149,656,035円
IV 発行済口数	5,038,205,214口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	4.9918円
(1万口当たり純資産額)	(49,918円)

(参考)

### 外国株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

(2023年 8月31日現在)

I 資産総額	444,458,787,087円
II 負債総額	4,642,057,264円
III 純資産総額 (I - II)	439,816,729,823円
IV 発行済口数	78,112,119,682口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.6306円
(1万口当たり純資産額)	(56,306円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換等

該当事項はありません。

### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3)譲渡制限

該当事項はありません。

### (4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

#### ①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### ②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### ④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### ⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1 【委託会社等の概況】

##### 1 【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2023年8月31日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### [PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

#### [D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2023 年 11 月 7 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2023 年 8 月 31 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	531	14,695,810
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	67	204,896
単位型公社債投資信託	50	169,396
合計	648	15,070,102

### 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤澤孝

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,675	23,067
金銭の信託	14,913	14,693
前払費用	166	198
未収委託者報酬	9,067	9,147
未収運用受託報酬	6,252	5,815
未収収益	179	176
短期差入証拠金	2,528	3,541
その他	2,363	1,566
流動資産合計	<u>57,146</u>	<u>58,207</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	289
器具備品	※1	687
有形固定資産合計	<u>976</u>	<u>816</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	6,292	7,203
その他	31	40
無形固定資産合計	<u>6,324</u>	<u>7,244</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	6,607	4,063
関係会社株式	5,636	5,636
繰延税金資産	907	1,181
その他	31	31
投資その他の資産合計	<u>13,182</u>	<u>10,911</u>
固定資産合計	<u>20,482</u>	<u>18,972</u>
資産合計	<u>77,629</u>	<u>77,179</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49
未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	<u>12,423</u>	<u>9,958</u>
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	<u>986</u>	<u>1,086</u>
負債合計	<u>13,410</u>	<u>11,044</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	<u>17,239</u>	<u>17,239</u>
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	<u>44,548</u>	<u>47,355</u>
株主資本合計	<u>63,788</u>	<u>66,595</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	△509	△510
評価・換算差額等合計	<u>431</u>	<u>△460</u>
純資産合計	<u>64,219</u>	<u>66,134</u>
負債・純資産合計	<u>77,629</u>	<u>77,179</u>

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918
その他営業収益	390	351
<b>営業収益合計</b>	<b>54,004</b>	<b>51,993</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	—	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
<b>　　営業費用合計</b>	<b>31,622</b>	<b>31,585</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	—
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
<b>　　一般管理費合計</b>	<b>11,234</b>	<b>12,553</b>
<b>営業利益</b>	<b>11,147</b>	<b>7,854</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	—	565
その他	8	11
営業外収益合計	<u>247</u>	<u>1,499</u>
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	—
その他	33	32
営業外費用合計	<u>1,848</u>	<u>1,435</u>
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	—
特別損失合計	<u>120</u>	<u>—</u>
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	△465	119
法人税等合計	<u>2,937</u>	<u>2,470</u>
当期純利益	6,487	5,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金					
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,797	△2,797	△2,797		
当期純利益			6,487	6,487	6,487		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	3,689	3,689	3,689		
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	△65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				△2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	△444	△295	△295
当期変動額合計	149	△444	△295	3,394
当期末残高	941	△509	431	64,219

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繙越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

##### (4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

#### 8. ヘッジ会計の会計処理

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

##### (3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

## 9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### (会計方針の変更)

#### 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

### (表示方法の変更)

#### (貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

### (貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)			当事業年度 (2023年3月31日)	
建物	146	百万円		184	百万円
器具備品	535	〃		681	〃
計	681	〃		866	〃

### (株主資本等変動計算書関係)

#### 前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

##### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通 株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) \*2、\*3 及び (注 2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1、*2)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	—	196	—	196
資産計	—	196	—	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	—	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(71)	—	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	—	(1,485)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。

(\*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	—	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(88)	—	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指標を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	—	—	—
未収委託者報酬	9,067	—	—	—
未収運用受託報酬	6,252	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	108	1,712	0

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

## 2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	△126
小計	1,585	1,711	△126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。  
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,498	—	△54
	英ポンド	277	—	△1
	カナダドル	111	—	△1
	イスフラン	139	—	△2
	香港ドル	190	—	△1
	ユーロ	676	—	△18
	買建 ユーロ	21	—	0
	合計	6,915	—	△80
				△80

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,923	—	△21
	英ポンド	256	—	△6
	カナダドル	109	—	△1
	イスフラン	163	—	△2
	香港ドル	202	—	△0
	ユーロ	651	—	△19
	買建 米ドル	152	—	3
	合計	7,458	—	△48
				△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## (2) 株式関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	—	△1,333	△1,333
	合計	17,197	—	△1,333	△1,333

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ 人民元	投資有価証券 関係会社株式	4,422 3,297 79 119 125 13	— — — — — —	△43 △21 △1 △1 △3 △0
	合計		8,057	—	△71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	合計		5,082	—	△88

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	626	820	
勤務費用	124	133	
利息費用	2	3	
数理計算上の差異の発生額	—	6	
退職給付の支払額	△81	△57	
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	
その他	18	—	
退職給付債務の期末残高	820	911	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	820	911	
未認識数理計算上の差異	—	△6	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	
退職給付引当金	820	904	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
勤務費用	124	133	
利息費用	2	3	
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	
その他	18	—	
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142	

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
割引率	0.4%	0.4%	

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 100 百万円、当事業年度 109 百万円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	112 百万円	58 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177 " "	187 " "
退職給付引当金損金算入限度超過額	251 " "	277 " "
税務上の収益認識差額	74 " "	— " "
税務上の費用認識差額	439	412
繰延ヘッジ損益	224 " "	225 " "
その他	76 " "	75 " "
繰延税金資産 合計	<u>1,357 " "</u>	<u>1,236 " "</u>
<b>繰延税金負債</b>		
有価証券評価差額	△415 " "	△21 " "
その他	△34 " "	△32 " "
繰延税金負債 合計	<u>△450 " "</u>	<u>△54 " "</u>
繰延税金資産の純額	<u>907 " "</u>	<u>1,181 " "</u>

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

##### 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (収益認識関係)

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

##### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

##### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

##### [セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

##### [関連情報]

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(\*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売 代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2022年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

##### (1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

##### (4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

##### (5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更については、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

2023年11月7日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

外国株式インデックス e

約　　款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
外国株式インデックス e

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

**3. 投資制限**

- ① 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時

において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金は、全額分配に使用することがあります。
- ② 分配金額については、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
外国株式インデックス e  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の信託期間は、信託契約締結日から第47条第8項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託期間終了の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。

- ② 追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### (受益権の申込単位、価額および手数料等)

第12条 販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権につき、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について、受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合は、受益権の取得申込みを受けないものとし、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）および外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場で有価証券の

売買または金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。)をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権（上記イ、ロおよび下記ニに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券または優先出資引受権を表示する

## 証書

9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条、第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条、第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

### (運用の基本方針)

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

### (投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

### (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該

転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う

ことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 信託財産の一部解約等の事由により、前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の空売りの指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または第28条の規定により借り入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (公社債の借入れの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額

をいいます。

#### (信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じ

る場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### (損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年2月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年4月6日から平成23年2月7日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの配当等収益にマザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当

該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第49条の規定を準用するものとします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を

記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する

きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第55条 (削除)

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第57条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (付則)

第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済

日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年4月6日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社